

平成31年第1回(定例)  
須恵町議会会議録

平成31年3月1日

平成31年3月6日

平成31年3月11日

平成31年3月19日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 3 月 1 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	5
会期の決定について	6
会議録署名議員の指名について	6
町 長 諸 報 告	6
議 会 報 告	12
発議第 1 号	17
議案第 15 号	19
議案第 16 号	20
議案第 17 号	20
議案第 18 号	21
議案第 19 号	22
議案第 20 号	23
議案第 21 号	24
議案第 22 号	24
議案第 23 号	27
議案第 24 号	28
議案第 25 号	29
議案第 26 号	31
議案第 27 号	32
議案第 28 号	32
議案第 29 号	33
議案第 30 号	34
議案第 31 号	35
議案第 32 号	36
議案第 33 号	37
議案第 34 号	38
議案第 35 号	40
議案第 36 号	42
議案第 37 号	42
議案第 38 号	44

議案第 39 号	44
諮問第 1 号	45
散 会	46

第 2 号 ( 3 月 6 日 )

議 事 日 程	47
本日の会議に付した事件	47
出 席 議 員	48
欠 席 議 員	48
議会事務局職員出席者	48
説明のため出席した者	48
開 議 宣 言	49
議案第 16 号	49
議案第 17 号	50
議案第 18 号	51
議案第 19 号	52
議案第 20 号	52
議案第 21 号	54
議案第 22 号	55
議案第 23 号	58
議案第 24 号	59
議案第 25 号	60
議案第 26 号	61
議案第 27 号	62
散 会	63

第 3 号 ( 3 月 11 日 )

議 事 日 程	64
本日の会議に付した事件	64
出 席 議 員	64
欠 席 議 員	64
議会事務局職員出席者	64
説明のため出席した者	64
開 議 宣 言	65
14 番 議員 今村 桂子	65
1 番 議員 児玉 求	73

第 4 号 ( 3 月 19 日 )

議 事 日 程	81
本日の会議に付した事件	81
出 席 議 員	82
欠 席 議 員	82
議会事務局職員出席者	82
説明のため出席した者	82
開 議 宣 言	83
議案第 28 号	83
議案第 29 号	84
議案第 30 号	85
議案第 31 号	85
議案第 32 号	88
議案第 33 号	89
議案第 34 号	90
議案第 35 号	93
議案第 36 号	94
議案第 37 号	94
議案第 38 号	95
議案第 39 号	96
発議第 2 号	99
委員会の閉会中の継続調査について	101
閉 会	104

議事日程(第1号)

平成31年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 発議第 1 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 15 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 16 号 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 17 号 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 18 号 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 19 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 20 号 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 14 議案第 23 号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 15 議案第 24 号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 25 号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第 26 号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第 27 号 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 19 議案第 28 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 30 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 32 号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 33 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 34 号 平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 26 議案第 35 号 平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 27 議案第 36 号 平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について

- 日程第 28 議案第 37 号 平成 31 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 29 議案第 38 号 平成 31 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 30 議案第 39 号 平成 31 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 31 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 発議第 1 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 15 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 16 号 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 17 号 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 18 号 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 19 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 20 号 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 23 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 24 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 25 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補佐予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 26 号 平成 30 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 27 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 28 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 30 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 32 号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 33 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第25 議案第34号 平成31年度須恵町一般会計予算の提出について  
日程第26 議案第35号 平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について  
日程第27 議案第36号 平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
日程第28 議案第37号 平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
日程第29 議案第38号 平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
日程第30 議案第39号 平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1番	児玉 求	2番	世利孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

出席停止議員（1名）

1番 児玉 求

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生

税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上 下 水 道 課 長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社 会 教 育 課 長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総 務 課 課 長 補 佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

任期最後の議会になりました。もう立て看板も出て、選挙戦に入っておられる方もございますが、最後の議会、来年度の予算もあります、しっかり審議していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思しますので、よろしくお願いします。

ただいまから、平成31年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成31年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月22日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成31年第1回定例会の運営について協議、検討をいたしました。

今回提出された議案は25件、発議・諮問各1件、町長報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月1日より3月19日までの19日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会7件で、議案第34号から議案第39号までの平成31年度当初予算につきましては一括議題といたします。

また、議案第15号は、提案理由の説明後、質疑、討論、採決、諮問第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決を行います。

次に、日程についてですが、中本会議を3月6日午前10時から、翌7日は、午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会。一般質問は11日午前9時から、終了後に全員協議会を開催いたします。

19日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

その他、陳情書が2件提出されておりますが、郵送での依頼でありますので配付のみとさせていただきます。

また、須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例が提出されておりますが、全員協議会に諮り、最終本会議にて上程するようにいたしましております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの19日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

本日は3月定例議会を招集しましたところ、全員参加のもとに当初本会議を開催できますことを感謝申し上げます。

あわせて、この4年間、須恵町発展のために御尽力賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。特に、三角議長におかれましては2期にわたり議長として行政並びに町民の方々の橋渡し役として、そして糟屋地区の諸問題に対しまして御尽力賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。

本3月議会は14名の議員各位との最後の議会となります。議員各位とともに執行部側もより緊張感を持って、格調高い伝統にいろどられた3月議会となりますよう、そして思い残すことがない3月議会となりますよう頑張ってもらいますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。そして、昨年5月に町長就任して以来、御支援、御協力、御指導を賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、ただいまより町長報告に入らせていただきますけれども、全体的な施政報告といたしましては、町長に就任しましたときに申し上げましたとおり、安全安心のまちづくり、防災体制の強化について、2019年度ベースではしっかり取り組んでいきたいと思っております。

その大きな内容としましては、役場庁舎の非常用電源、わずか15分しかもたない、今現在こういう状況では本部機能は果たせませんので、最低でも2日、3日もたせるように2019年度中に改修を行いたいと考えております。

あわせて、防災無線が老朽化・劣化しておりますので、デジタル無線を採用し、より迅速

に対応できるように対応してまいります。

あわせて、実務に関してでございますが、新年度中に各行政区に防災組織を組織していただき、より迅速に、より綿密に町行政とスクラムが組めるような体制を組織していきたいと考えております。

本年度議会中に申しあげました小学校3校、中学校2校エアコン設置につきましては、報告申しあげましたとおり6月までに完成し、子どもたちの快適で過ごしやすい教育環境を整備してまいります。

その他インフラ整備につきましては、予算審査の中で申し上げていきますが、今まで以上に、より綿密に計画を練りながら、議員各位とともに新年度対応してまいりたいと思います。

子育て支援につきましては、この件につきましては一般質問が出ておりますので、それに合わせてお答えしてまいりたいと考えております。

### 3 1年度一般会計予算について

それでは町長報告に入りますが、まず初めに、平成31年度一般会計当初予算についてでございます。

当初予算の総額は89億6,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと9億6,000万円の増加、伸び率はプラス12%でございます。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は3.0%の増、法人町民税は6.6%の増、固定資産税につきましては0.8%の増となっております。町税全体といたしましては3.8%の増、1億700万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、平成30年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、30年度比1.1%増の見込みで計上されております。しかしながら、町税が増加傾向にありますことから、本町への交付額は17億600万円ほど見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては11.8%の増、9億6,000万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を4.1%の増、3億3,300万円を計上しております。

その他、庁舎非常用電源設備等整備事業、防災行政無線整備事業、第3小学校校舎改修事業、多目的公園整備事業道路改良事業などの財源として、合計で9億7,780万円を計上いたしております。なお、歳入歳出予算収支不足の財源につきましては、財政調整基金からの繰入金5億円で対応させていただいております。

次に、歳出予算でございますが、義務的経費の人件費でございますけれども、先に職員数の状況を報告しますと、30年度の退職者が8名、採用職員は8名となりまして、全職員数は前年度からの変更はなく149名、再任用職員6名を合わせますと155名になります。

一般会計におきまして、平均年齢は前年度から変わりはなく39歳、平均給与月額

7,762円下がっております。

補助費等につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が3,022万円の減、粕屋南部消防本部負担金が666万円の減となっており、就園奨励費補助金が800万円の増、保育実施負担金が4,068万円の増などにより3.7%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障がい者支援費、自立支援給付費が5,060万円の増、児童手当が2,040万円の増などにより5.1%の増となっております。

物件費は包括業務委託料、個別施設計画策定業務委託料、教育施設保全計画策定業務委託料、第6次総合計画策定支援業務委託料など、新規事業が増加しており、物件費全体で2億5,486万円、14.8%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業費でございますが、先ほど申し上げました防災行政無線整備に4億円、庁舎非常用電源設備等改修に1億1,300万円、須恵第3小学校校舎外壁防水改修に8,566万円、須恵町多目的公園造成に5,000万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修事業に4,950万円を計上しており、安全安心のまちづくり、生活環境の維持・向上に図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて13億6,068万円を計上いたしましております。

以上、31年度の一般会計当初予算の報告でございますが、事業費につきましては、「不要」「不急」の予算は削減しまして、必要とされる施策や事業につきまして積極的に取り組んだ予算編成ができたものと考えております。

町民一人一人の方々が誇りを持って、愛着を持って生きがいを実感できる、安全で安心な魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも議員各位を初め、町民皆様に御理解と御協力を賜りますことをあわせてお願い申し上げます。

### 平成31年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、平成31年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は31億2,800万円、前年度と比較しまして、率で3.2%、金額で9,800万円の増額となっております。

平成30年度からの制度改革により県が国民健康保険の財政運営の主体となり1年を迎えたところですが、1人当たりの医療費の増加により、県へ納める納付金が増額となっております。

31年度、須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行がある程度落ちつき、前年度と変わらず6,200人ほどとなる見込みで予算編成を行っております。

具体的には、歳出におきまして保険給付費を対前年度比5,200万円増額、県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した「国民健康保険事業費納付金」を7億9,000万円計上いた

しております。

歳入におきましては、国民健康保険税は県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考にし、対前年度比3,200万円の増額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金22億8,000万円を計上いたしております。

本年度も国から多額な公費が投入されておりますが、伸び続ける医療費により一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比較1,900万円の増額となりました。

今後も保健事業の充実を初め、より一層、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 平成31年度水道事業会計予算について

次に、平成31年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億5,166万円、前年度比0.6%の増、金額にして411万円の増でございます。これは、水道申し込み加入金の増によるものでございます。

支出額は5億9,673万円で、前年度比4.1%の増、金額にして2,333万4,000円の増でございます。これは、10月から予定されております消費税の増額によるもの及び総係費において効率的に今後の水道施設更新計画を策定するため、水道管路管理システム構築業務並びにアセットマネジメント策定業務の委託料を計上しているところでございます。

31年度の収支は3,251万2,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の歳入額は3,600万円で、対前年度比2.9%の増、これは工事負担金の増によるものでございます。

支出額は2億496万円で、前年度比13.8%の減、建設改良費の減によるものでございます。

不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を主としながら、施設改良費を計上しております。よろしくお願い申し上げます。

### 高齢者ドライバー事故防止に向けたタクシーチケットの交付について

次に、高齢者ドライバー事故防止に向けたタクシーチケットの交付についてでございます。

本年4月から、運転免許証を自主的に返納した75歳以上85歳以下の高齢者の方に、毎年度4万円相当のタクシーチケットを交付することとしております。これは、全国的に相次ぐ高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故防止対策の一環でございます。

高齢者ドライバーの中には、運転しなければ病院や買い物にも行くことができない、御自身の身体的能力の低下を自覚しているにもかかわらず運転を続けるしかない状況であります。

このようなことから、一定の条件のもとにタクシーチケットを配付し、日常生活の足を確保することの手助けができれば、運転免許証自主返納に弾みがつき、高齢者ドライバーによる事故防止につながると考えております。

今後も関係機関、道路交通法等の各種法令等の動向を見ながら、本事業の検証・検討を重ね、安全で安心して住める須恵町を目指していきます。

### 課名の変更について

次に、課名の変更でございます。

1階フロア改修において、来庁者目線に立ち、目的地に誘導するため案内表示、サインを見直しました。これを契機に、住民の皆様の間い合わせ等で「水道課」と混乱している「出納課」を、「会計課」に課名の変更を行いたいと考えております。

「出納」という文言は昨今若年層にはなじみがなく、糟屋地区では久山町以外は全て「会計課」となっております。

なお、「出納課」の課名変更については、「須恵町課設置条例」に「出納課」の規定はされておらず、「須恵町会計管理者に属する事務の補助組織設置規則」で改正を行いますので、本議会には提案はいたしておりません。よろしく御理解ください。

### ブロック塀等撤去費助成制度について

次に、ブロック塀等撤去費助成制度についてでございます。

災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の改善を加速し、安全安心のまちづくりを推進する目的により、撤去を行う所有者または管理者に対し、国・県の指導に基づき補助金を交付する事業を平成33年3月までの時限つきで創設いたします。

補助対象となる工事は、通学路、避難路のほか、災害時の安全や通行を確保する必要があると認められる一般交通の用に供している道路に面する高さが1メートル以上で、県・町の調査員が行う日本建築学会作成の診断カルテにより診断した結果が40点未満のブロック塀の全て、または一部を撤去する工事に限ります。

この補助金は、あくまでも著しく危険なブロック塀の撤去経費を助成するもので、危険性が低い場合や、土どめみのブロック及び再建築に係る工事経費は対象とならず、1敷地当たり撤去に要する経費の2分の1、または10万9,000円のいずれか低い額といたします。

補助金の財源は、社会資本整備総合交付金、県支出金、一般財源と国、県、町ともに負担をして安全性の向上を図りたいと考えております。

補助の要件を満たしているか確認するため町と事前の相談が必要になりますが、詳細につきましては「須恵町ブロック塀等撤去補助金交付要綱」を定め、平成31年4月1日から施行いたし

ます。

### 下水道事業の地方公営企業法適用化について

次に、下水道事業の地方公営企業法適用化についてでございます。

平成27年1月、総務大臣通知により、平成27年から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間として、人口3万人以上の自治体においては平成31年度中までに公営企業会計へ移行するよう、また3万人未満の自治体においてもできる限り移行するよう要請があっておるところでございました。

平成31年1月に再度通知があり、3万人未満の自治体においても平成35年度までに移行するよう強い要請がありました。

当町においては、平成31年度に公共下水道事業並びに農業集落排水事業の法適化移行準備業務、資産評価整理業務に着手し、3年をかけて平成34年4月を目標に公営企業法適用化を目指してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

### プレミアムつき商品券事業について

最後に、プレミアム付き商品券事業についてでございます。

政府は2019年10月に実施する地方消費税率10%の引き上げにより発生する低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とし、住民税非課税者並びに3歳未満の子が属する子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の販売を行うことを決定しております。

本事業は、最大2万5,000円分の買い物ができる商品券を2万円で販売し、居住市町村及びその近隣での消費を促進するというものでございます。

実施主体は市町村、事業実施に必要な経費、商品券上乘せ分の5,000円並びに事務経費については国の全額補助となります。

当初の情報では、予算については6月補正で対応可能と聞き及んでいましたが、2月中旬に行われました福岡県主催の事業説明会を受け、年度当初からの準備事務、それに伴う予算計上が必要ということが判明いたしました。

31年度当初予算の計上には間に合いませんでしたので、本件に関する予算につきましては町長の専決処分とさせていただきます、6月議会で報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、町長報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 質問をいたします。上下水道課の分の下水道事業の地方公営企業法適用化についてであります。国の方針ということでお話になってありますが、これで地方公営企業法になるということになりますと、下水道料金の値上げには結びつきませんか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） これ会計処理の問題でして、今現在、皆さんのお手元のほうにも予算書配られていると思いますけれども、暫時公営企業会計に移行するというだけでございます。その準備、そのためには資産台帳とかいろいろつくっていく、そういった内容でございまして、料金どうのこうのという話ではございません。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 現在、一般会計から繰り入れをして補填をしておるわけですが、この企業会計になると、その町から一般会計の繰り入れというのはなくなるんじゃないですか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど言いましたように、これは帳簿上の処理を変えているだけでございます。だから今おっしゃっているようなことは発生いたしません。

○議長（三角 良人） ほかに。田原君。

○議員（9番 田原 重美） 高齢者の75歳から84歳までの免許証の自主返納に関しまして、何か年間に4万円ほどの補助があると聞きましたが、これは何年間あるのですか。1年間で終わりですか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 説明しましたように、75歳から85歳まで10年間。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） それでは報告させていただきます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

平成31年2月14日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

日程第4、北筑昇華苑組合議会副議長の互選については、福津市の市議会議員の任期満了に伴

い、欠員になっていることから、北筑昇華苑組合理約第7条第1項の規定により、福津市議会、米山信氏に決定いたしました。

第1号議案北筑昇華苑組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、自己啓発等休業に関する事項を定めるに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案北筑昇華苑組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定については、給与及び勤務時間、休暇等に関して古賀市の条例に準拠していることから、育児休業等に関する条例の全部を改正するに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

第3号議案北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例の制定については、火葬件数の増加により37年間改訂されていなかった使用料を改正するもので、全員賛成で可決しました。

第4号議案北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,187万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億420万円とするもので、前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決しました。

第5号議案平成31年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,728万8,000円と定めるもので、前年度予算比6,811万2,000円の増で、主な要因は歳出、葬祭場費で、庇屋根及び第2駐車場の改修工事による工事請負費の増などで、全員賛成で可決されました。

第6号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、従前の監査委員のうち組合議会議員から選任した監査委員が平成30年8月10日をもって辞任したことに伴い、木原忠氏が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が去る2月15日開催されましたので報告をいたします。

組合長の諸報告で、し尿処理施設洒水園については、放流水は安定した水質が維持されており、平成29年11月から30年10月までの1年間に1万2,376.3キロリットルのし尿を処理しており、前年度比622.1キロリットル、約4.79%減量しているため、管理経費を削減しながら順調に処理業務が行われています。

クリーンパークわかすぎのRDF施設では、平成29年11月から30年10月までの1年間

に4万2,938.59トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しております。RDF施設も17年目となり老朽化が進んでいますが、点検・維持補修を繰り返しながら操業しています。

リサイクルプラザでは、同期間に2,730.89トンの不燃資源ごみを処理しており、平成30年4月から31年1月分までで、アルミ缶、スチール缶合わせて約137トン、ペットボトル約164トン、破碎鉄その他金属類約515トンを資源有価物として売却し、約3,557万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電事業関係では、RDF処理委託料単価は2018年度のトン当たり7,150円から2019年度は4,800円となり、2,350円の減額となりました。

事業延長に係る地元対策事業は平成28年度から3カ年で終了する予定で進めており、現在、最終年度の整備工事を行っているとの報告がありました。

続きまして、議案第1号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）の主なものですが、歳入は、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額です。

須恵町負担金については709万2,000円の減額となっており、内訳としては、ごみ処理分が505万6,000円の減、し尿処理分が203万6,000円の減となっています。

歳出の主なものは、決算見込みによる派遣職員給与負担金の減、ごみ処理施設関係で需用費、光熱水費、薬品費の減額補正、篠栗町地元対策負担金の増は、平成29年度に工事は完了していましたが、クリーンパークへの請求が年度末に間に合わなかった分です。

リサイクル施設関係では、決算見込みによる光熱水費の減額で、全員賛成で可決しています。

議案第2号は、平成31年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億9,779万8,000円で、前年度比1億3,752万円の減、7.92%の減額となっています。

須恵町の分担金は3億2,852万9,000円となっており、前年度比3,022万3,000円の減、8.42%の減額となっています。全員賛成で可決しています。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成31年2月25日に、第1回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散による脱退、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置による加入に伴い、規約を変更するため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、議会の議員その他非常勤職員の公務災害に対処するため定めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第3号財産処分については、大雨により被災した県道飯塚・大野城線道路法面の災害復旧工事をするに当たり、組合所有地を道路敷地として福岡県に寄附するため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第4号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,198万円とするもので、出荷材の減に伴う委託料の減によるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

議案第5号平成31年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,679万8,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ3,368万円の増となっております。これは事業費の林道の補修や森林作業道開設工事の増などによるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成31年2月27日に粕屋南部消防本部において、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、定数外職員の規定を設け、定数に係る所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年の人事院勧告に基づき、給与月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,139万9,000円とするものです。

主なものは、分担金精算による2,345万4,000円の減で、30年度の須恵町の分担金については343万3,547円の減額となります。全員賛成で可決しました。

議案第4号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,024万1,000円とするものです。これは年度末における決算見込みによる増額となっています。全員賛成で可決しました。

議案第5号平成31年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,241万1,000円と定めるもので、前年度と比べ1億4,976万3,000円の減となっています。

減額の主なものとしては、はしご車のオーバーホール、Jアラート新型受信機更新、また、中部消防署改修工事と30年度完了によるもので、全員賛成で可決しました。なお、31年度分の須恵町の分担金は3億369万8,138円となっています。

議案第6号平成31年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,415万1,000円と定めるもので、前年度と比べ545万5,000円の減となっています。全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町田川議員より、「第5次消防力整備計画の進捗状況について、定数条例と人口増の関係で粕屋南部地区内の消防体制は確保できるのか」などの質問があり、平成28年1月に中部消防署西出張所を開設し、28年11月に救急隊を配置、29年12月に消防隊を配置、30年度で粕屋中部消防署改修工事を終了し、消防体制確保を図っているなどの答弁がありました。

なお、須恵町の平成30年火災・救助・救急状況は、火災4件、前年度比1件増、救助7件、前年比7件減、救急1,230件、前年比77件増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時といたします。休憩に入ります。

午前10時51分休憩

-----  
午前10時59分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入りますが、議案第15号及び諮問第1号は、議会運営委員会報告にもありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。

議案第34号から議案第39号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

-----  
**日程第5. 発議第1号**

○議長（三角 良人） 日程第5、発議第1号日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求君退場〕

本件について、懲罰特別委員会の審査結果の報告を求めます。懲罰特別委員会委員長、三角栄重君。

○懲罰特別委員長（5番 三角 栄重） 懲罰特別委員会委員長の報告をいたしたいと思えます。

懲罰特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成31年1月21日、第1回臨時会において、日本共産党、児玉求議員の懲罰が可決され、公開の議場における陳謝の懲罰が課されたものの、児玉議員は議会の決定、議長の命令に従わず陳謝文の朗読を拒否したので、懲罰特別委員会の設置、審査となりました。

当委員会は、平成31年1月21日、31日の2日間にわたり開会し、慎重審査いたしました

結果、日本共産党、児玉求議員に懲罰を課すことを懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。懲罰の種類は地方自治法第135条第1項第3号に規定される一定期間の出席停止を課すとし、その期間を7日間とすることに懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。

7日間としておりますが、土曜、日曜の休会、3月5日の予備日を挟むため、実質上は本日を含め3日半の出席停止となります。審査にあたりましては、児玉議員が行った平成31年1月21日の陳謝文朗読の拒否は、即新たな懲罰事項に該当することから、課すべき懲罰するについて検討いたしました。

再度、陳謝文の朗読を課すべきとの意見、相当の懲罰を課すべきとの意見などがありました。議論の結果、何度陳謝を課しても、拒否することが想定されるので、一度区切りをつけるためにも、今回は7日間の出席停止に処すことを決定したものです。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりました。

ここで、児玉求君より文書にて一身上の弁明をしたいとの申し出がっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議があるようですので、採決を行います。

児玉求君の一身上の弁明の申し出に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（三角 良人） 起立なしです。起立なしですので、児玉求君の一身上の弁明の申し出は否決されました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより、日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、児玉求議員に対して、本定例会の出席を本日より7日間停止することです。委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、児玉求君に、本定例会の出席を本日より7日間出席停止とすることに決定しました。児玉求君の入場を認めます。

〔児玉求君入場〕

○議長（三角 良人） ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君の起立を求めます。

児玉求君に本定例会の出席を本日より、3月7日までの7日間の出席停止とします。児玉求君の退場を求めます。

児玉求君の退場を求めます。

[児玉求君退場]

---

## 日程第6. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

提案理由として、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退をする。また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。

これらのことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページは、改め文です。

3ページをお願いします。

新旧対照表で説明します。別表第1（第2条）関係において、組合を組織する地方公共団体の表の嘉穂郡の項中、脱退する2組合を削り、新規設置された1組合を加え、その他の項中、脱退する2組合を削っております。

4ページでは、議員の選挙区及び定数の表の第1区の項中、脱退する1組合を削り、第2区の項中、脱退する3組合を削り新規設置の組合を1組合加えております。

2ページに戻ってもらって、附則でこの規約は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第15号について採決に入ります。

議案第15号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてでございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、須恵町ふるさと応援基金を設置し、須恵町ふるさと応援寄附金を適正に管理し、及び寄附者の意向を反映した施策に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金を充てる事業内容を、第3条に基金の財源をふるさと応援寄附金をもって充てると、第4条に基金の管理を、第5条、第6条に運用方法を定めております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第8. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号須恵町森林環境基金条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、平成30年度税制改正大綱において、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、須恵町森林環境基金を設置し、森林整備及びその促進事業に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金の財源は森林環境譲与税を充てると、第3条に基金の管理を、第4条、第5条に運用方法を定めております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第9. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしましては、国家公務員の旅費に関する法律に準じ、厚生労働省への職員派遣に対応する規定を追加するため、当該条例の全部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正は、着後手当、移転料の規定の追加を含めた本条例が参考にしている国家公務員等

の旅費に関する法律に準じた内容への全部改正です。

まず、条例名、題名を須恵町職員等の旅費に関する条例と改正しております。第1条で目的、第2条で用語の意義、第3条で旅費を支給する場合の各事項について、第4条で任命権者、またその委任を受けたものの発する旅行命令等について、第5条で公務上の必要性、または転載その他やむを得ない事情により旅行命令に従って、旅行ができない場合について、第6条で旅行の種類について、第7条から第9条までは、旅費の計算方法について、第10条で旅費の請求手続について、第11条から第19条までは、旅費の種類ごとの支給額について、なお、今回厚生労働省への職員派遣に対応するため、第17条に移転料、第18条に着後手当、第19条に扶養親族の移転料の規定を入れております。

第20条、第21条に退職者等、遺族の旅費について、第22条で不当に旅費の実費を超えた場合は、支給しない旨、規定しております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正することに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページは改め文です。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

別表（第3条）関係の表で町長の旅費の項中、参照している条例の題名改正による本条例の改正です。2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第11. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、財政調整基金に属する現金の一部を有価証券にかえることを可能にし、今後の財政の安定的な確保を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページは改め文でございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表で説明します。本条例の第3条の基金（管理）について、第1項で文言の整理をし、2項に有価証券にかえることができる旨の文言の追加を行うものです。第4条、第6条についても同じく文言の整理を行っております。2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） ちょっと、元気出そうや。聞き取りにくいよ。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第12. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第21号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 議案書の1ページお願いします。

議案第21号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので、本議会の議決を求める。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は2路線でございます。

次の議案書2ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道693号、路線名松ヶ音4号線、起点植木字松ヶ音411番3地先から、終点植木字松ヶ音410番3地先まで、延長161.6メートル、最大幅員10.3メートル、最小幅員6.0メートル。

認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか1路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定2路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地、造成工事において公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

路線図を3ページから4ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,972万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億241万円とするものです。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の変更は第2表、地方債補正とし、第3条で債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正によるとしております。

また、第4条で繰越明許費の追加は第4表、繰越明許費によるとしております。補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず歳入からです。年度末の補正でございますので、国、県、補助金、町債などの決定額あるいは、それに近い形での増減補正を全体的に計上しております。11款から20款までの主なものを申し上げます。

11款分担金及び負担金872万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金、中学校ランチサービス負担金の減額補正、13款1項国庫負担金は未熟児児童養育医療国庫負担金の減額、児童手当国庫負担金の増額などにより157万9,000円の増額補正をしております。2項国庫補助金は冷房設備対応臨時特例交付金の増額などにより、3,420万8,000円の増額補正。14款1項県負担金は、未熟児児童養育医療県負担金の減額、国民健康保険基盤安定県負担金の増額補正などで266万4,000円の増額補正をしております。

2項県補助金は、子ども重度障害、ひとり親家庭等医療費補助金を変更、申請額、前年度分決定額などで1,081万2,000円減額補正しております。15款2項財産売払収入は、不動産売払収入280万7,000円の増額、16款1項寄附金はふるさと応援寄附金ほかで938万5,000円の増額補正をしております。17款1項繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは行わず2億3,000万円の全額減額しております。

18款1項繰越金は8,092万3,000円全額補正し、20款1項町債は契約額決定に伴い5,120万円減額しております。

続いて、3ページ歳出です。

2款1項総務管理費1億1,224万5,000円の増額補正は議場設備リース料の減額、財政調整基金積立金の増額補正などが主なものでございます。4項選挙費は、町長選挙は無投票でしたので、1,018万8,000円の不用額を減額しております。3款1項社会福祉費4,486万9,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、福岡県介護保険広域連合本部負担金の減額補正が主なものでございます。2項児童福祉費5,700万1,000円の減額は、アザレア、れいんぼー幼児園費、わかすぎの杜、須恵めぐみ保育園等の保育実施委託料を減額補正しております。

4款2項清掃費は、ごみ袋制作費の入札執行残及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の決算見込みにより、7,589万6,000円の減額補正、6款1項農業費970万9,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金、農道水路ため池補修整備測量設計委託料、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費の減額補正です。

8款1項土木管理費440万円の減額は、未登記処理委託料、道路台帳整備業務委託料の減額補正、2項道路橋梁費749万3,000円の減額は用地取得費の執行残による減額補正、4項都市計画費542万9,000円の減額は、須恵中央駅公園整備工事請負費の減額補正、5項下水道費811万2,000円の減額は、公共下水道事業会計繰出金の減額補正です。

9款1項消費費1,036万6,000円の減額は、負担金、費用弁償、防災行政無線、整備工事設計業務委託料の減額補正です。10款1項教育総務費981万8,000円の減額は、小中学校空調設備設置工事設計業務委託料、2項小学校費871万2,000円の減額は、須恵第三小学校校舎外壁防水改良工事請負費、3項中学校費852万3,000円の減額は、中学校ランチサービス業務委託料、4項幼稚園費528万6,000円の減額は、れいんぼー・南幼稚園の臨時雇い賃金の減額補正が主なものです。

12款1項公債費244万9,000円の減額は、償還予定額による減額補正でございます。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正の変更です。これは歳入の補正予算20款の町債の減額、5,120万円の内容になります。入札等により工事請負費が決定し、起債充当率により限度額を変更し、減額したものです。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の変更です。これは包括業務委託、民間委託の対象者増による限度額の変更です。限度額を6億95万1,000円とし、1億8,821万6,000円増額するものです。

7ページをお願いいたします。

第4表、繰越明許費補正の追加です。保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円

を繰越すものです。これは12月議会で説明いたしましたわかすぎの杜保育園の工期延期に伴うものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第22号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

---

#### 日程第14. 議案第23号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ729万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6,414万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず歳入です。4款1項県補助金293万1,000円の減額は、退職分療養費と高額療養費の減による普通交付金の減額、特別調整交付金の交付決定通知による増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金352万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

7款諸収入670万円の増額は、延滞金第三者納付金等の収入済み額により補正をしております。

す。

続いて、3ページ、歳出でございます。

1款総務費、38万円の減額は需用費、役務費等の決算見込みによるものです。2款保険給付費1項療養諸費1,640万円の減額、2項高額療養費700万円の減額は、決算見込みによる減額補正でございます。3款国民健康保険事業費納付金12万7,000円の減額は、介護納付金分の県からの確定通知による減額補正でございます。

6款保険事業費85万8,000円の減額は、委託料の執行残による補正です。8款1項償還金及び還付加算金3,206万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の前年度返還金で国の確定通知による補正です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第23号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第15. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,900万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしております。2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 6 0 8 万円の増額は、3 0 年 1 月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。4 款 1 項他会計繰入金 2 1 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、事務費繰入金及び広域連合からの通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。5 款 1 項繰越金 1, 5 8 3 万 6, 0 0 0 円の増額は、前年度の保険料繰越金 1, 4 3 2 万円を含めたところの補正でございます。5 款諸収入 7 9 万 2, 0 0 0 円の増額は決算見込みによる補正です。

次に歳出です。

1 款 2 項徴収費 1 5 万円の減額は、3 町の共同発注による印刷製本費の単価が下がったことによる執行残の減額補正、2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2, 1 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、歳入予算の保険料前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。4 款予備費は全額減額しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 2 4 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第 1 6 . 議案第 2 5 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 6、議案第 2 5 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 2 5 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお願いします。

平成 3 0 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 1 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 9, 2 0 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表、歳入歳出予

算補正により御説明いたします。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。主なものは1款1項負担金、補正額1,900万円は決算見込みによる受益者負担金を増額しております。

2款1項使用料、補正額200万円も決算見込みにより増額しております。3款1項国庫補助金、補正額150万円は下水道費、国庫補助金による増額でございます。5款1項他会計繰入金、補正額マイナス811万2,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項繰越金、補正額116万3,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。7款諸収入2項還付消費税、補正額マイナス300万円は、前年度の還付消費税が確定しましたので減額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス950万円は下水道事業債で、これは町工事料の減に伴う減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項総務管理費、補正額889万4,000円は委託料、負担金、補助及び交付金の執行残で709万3,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金1,598万7,000円の計上分を差し引いた補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額、マイナス297万円は委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金の不用額を減額するものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円を2,320万円に変更、これは平成30年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億8,110万円を2億7,680万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく御願いたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号平成30年度須恵町公共下

水道事業特別会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

### 日程第17. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,490万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。2款1項使用料、補正額、マイナス8万8,000円は決算見込みにより減額しております。3款1項他会計繰入金、補正額、マイナス298万4,000円は一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。4款1項繰越金、補正額297万9,000円は前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。主なものは2款1項農業集落排水事業費、補正額、マイナス216万1,000円は需用費、委託料及び工事請負費の不用額を減額するものでございます。3款1項公債費、補正額206万2,000円は、借入先の変更により元金の支払いが生じたことによる増額でございます。

以上、御審議方よろしく御願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成30年度須恵町農業集

落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第18. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

第1条、平成30年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第1款第1項営業収益、補正額600万円は手数料の決算見込みによる増額でございます。支出第1款第1項営業費用、補正額マイナス375万円、主なものは原浄費の受水費、排水及び給水費の動力費、路面復旧費、委託料の決算見込みによる減額でございます。第2項、営業外費用、補正額マイナス120万円は、平成29年度企業債借り入れの利率の確定に伴う減額でございます。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第1款第1項負担金、補正額600万円は水道管移設保障費に伴う工事負担金の増額でございます。

支出、第1款第1項改良費、補正額マイナス450万円は排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。第3条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億9,223万6,000円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第27号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、人事院規則が平成31年2月1日に交付され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページは改め文です。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明します。本条例の第8条、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、2項の次に全項に規定するもののほか、同項に規定する正規職員勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとの文言を追加し、3項とするものです。これは超過勤務、通常時間外勤務と言っておりますが、これを規則によって上限等を定めるものでございます。

2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第28号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20、議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、平成31年4月1日からの厚生労働省への職員派遣に伴い、東京都特別区の

地域手当支給率を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2ページは改め文です。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明します。本条例の第9条地域手当の規定について、ただし書きにより東京都特別区の地域手当支給率を通常月額6%を20%とする旨の文言を追加するものです。

2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第21. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） お疲れさまでございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第30号、須恵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免範囲を拡大し、社会生活支援に供するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

第90条身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第1項第1号中の年齢18歳未満の者を削除し、減免範囲を拡大するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。御審議よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第22、議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。平成30年度からの県が財政運営主体となる国保制度改革にあたり、県が被保険者数や所得総額を用いて算出する国保事業費納付金を収めるため、県が示した標準保険税率を参考に、国保税率の改定を行うことによる改正でございます。

2ページ、3ページに改め文、4ページ以降に新旧対照表をつけております。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第4条、第6条、第6条の2では、基礎課税額、医療給付分の税率を改定し、次の5ページ、第8条の2で後期高齢者支援金等課税額の税率を改定し、第9条で介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。第24条では、文言の精査により、第4項を削除し、次の6ページになります。第24条の2を新たに追加するものです。

次の7ページになります。

第25条、第1号で7割軽減世帯の納税義務者について、第2号で5割軽減世帯の納税義務者について、次の8ページ、第3号で2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を税率改定に伴い行うものでございます。

3ページに戻っていただいて、附則第1項でこの条例は平成31年4月1日から施行するとし、第2項でこの条例の規定は平成31年度以降の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後0時04分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第23. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第23、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） よろしくお願いいいたします。それでは、議案第32号をよろしくお願いいいたします。

1ページ目でございます。

葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページは概要ですので3ページの新旧対照表をお願いいいたします。

変更内容は、（1）改正前は4万4,000円のうち1万7,000円の助成が、改正後は4万円のうち2万円の助成に改めます。（2）では、2万2,000円のうち8,500円の助成が、2万円のうち1万円の助成に改めます。（3）では、1万円のうち4,000円の助成が、6,000円で3,000円の助成に改めるものです。

2ページに戻りまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。よろしくお願いいいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第32号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第24. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由は、水道法施行規則の一部を改正する省令が平成30年12月26日に交付され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の2ページが改正文と附則で、3ページが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、水道布設工事監督者の資格基準である技術手法の規定による2次試験の選択科目から水道環境を削除するもので、技術手法施行規則及び水道法施行規則の改正に伴う条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明させていただきます。

3ページをお願いします。

第3条第1項第8号の改正でございます。改正前、選択科目でありました「水道環境」を「上水道及び工業用水道」に統合し、削除するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。経過措置としてこの条例の施行前に水道環境を選択し合格した者は、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

以上、御審議方お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第33号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

日程第25. 議案第34号

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第26、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第27、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第28、議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第30、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第34号について、梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成31年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

平成31年度の予算から従来の性質別予算から事業別予算に予算編成の手法を変更しました。実際に達成されるべき事業、または提供されるべきサービスを明らかにする予算分類に従った予算となっています。

それでは、予算書の5ページをお願いいたします。

平成31年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億6,000万円と定める。前年度と比較しますと9億6,000万円、12.0%の増となっております。第2項歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2条地方債による。一時借入金、第3条で一時借入金の借り入れ

の最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第4条で、給料、職員手当等の人権費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算書をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。なお、前年度比較につきましては、15ページから17ページの総括表、歳入歳出にも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します、1款町税は29億4,107万5,000円、歳入全体の32.8%で、対前年度比、1億759万9,000円、率で3.8%の増収を見込んでおります。

次に、9款地方交付税17億600万円、歳入全体の19.0%で、対前年度比1億3,900万円、率で7.5%の減となっています。これは町税が増加傾向にありますので、その影響を見込んでの計上です。

次の8ページをお願いします。

13款国庫支出金は9億6,052万9,000円、歳入全体の10.7%で、対前年度比1億140万9,000円、率で11.8%の増となっています。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の6割を占めることとなります。ほか、対前年度比較で大きく増加しているところを2つほど申し上げます。

17款繰入金が2億5,000万1,000円、これは財政調整基金の繰入金の増です。

20款町債5億3,330万円、これは防災行政無線整備事業債が大きな要因となっています。以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から9款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は59.4%、6.5ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出です。

歳出は、事業別予算になり大きく変わりました。節ごとの分類から事業ごとの約400の事務事業に分類しております。歳入と同時に構成比の大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は35億985万2,000円、歳出全体の39.2%となっています。対前年度比較は2億941万4,000円、6.3%の増となっております。主に国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、障がい者支援費、自立支援給付費等の増額によるものです。

次に、2款総務費13億3,397万2,000円、歳出全体の14.9%となっています。対

前年度比較は4億595万6,000円、43.7%の増となります。主に、窓口業務ほかの民間委託の包括業務委託料、多目的公園造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費等によるものです。

次に、10款教育費9億7,832万3,000円、歳出全体の10.9%となっています。対前年度比較は6,006万円、5.8%の減となります。小学校の下水道接続工事請負費の減額によるものです。

次に、4款衛生費8億7,469万5,000円、歳出全体の9.8%となっています。対前年度比較は3,536万3,000円、3.9%の減となっています。主に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額によるものです。

また、歳出予算を性質別で見ると構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費19億8,203万5,000円、歳出全体の22.1%となっております。包括業務委託料、個別施設設計作成業務委託料、教育施設保全計画作成業務委託料、第6次総合計画策定支援業務委託料などの新規事業の増加で前年度比較2億5,486万9,000円、14.8%の増額となっています。

次に、扶助費16億7,918万6,000円、歳出全体の18.7%となっています。障がい者支援費、自立支援給付費、児童手当などの増加で前年度比較8,176万9,000円、5.1%の増額となっています。

次に、繰出金13億6,068万8,000円、歳出全体の15.2%となっています。国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などの増で、前年度比較6,888万5,000円、5.3%の増額となっています。

次に、扶助費等11億2,836万6,000円、歳出全体の12.6%となっています。就園奨励費補助金、保育実施負担金の増で、前年度比較4,075万円、3.7%の増額となっています。また、対前年度比較で最も伸びたのは、普通建設事業費で5億2,626万7,000円、156.2%の増で、防災行政無線整備工事、庁舎非常用電源設備等改修工事、須恵第三小学校校舎外壁防水改修、多目的公園造成工事などによるものです。

次に、12ページ、第2表地方債、臨時財政対策債から文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債までの全部で10本、9億7,780万円の起債を上げております。起債の方法は、証書借り入れ利率は4.0%以内、償還方法は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第35号及び議案第36号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成31年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,800万円と定める。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

まず、歳入から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億5,610万円、対前年度との予算額比較で3,220万円、6.2%の増です。平成31年度平均被保険者見込み数と平成30年度中の所得により試算を行っております。

3款1項国庫補助金は災害臨時特例国庫補助金、頭出しの1,000円です。昨年度に新規計上いたしまして、震災による保険税の減免に対する補助金です。

4款1項県補助金22億8,553万3,000円、対前年度比較は1.9%の増です。保険給付費等県交付金で町が行う保険給付、医療費の支払いでございますが、これに必要な費用を県が交付するものです。2項財政安定化基金県交付金1,000円は、国保財政の安定化のため、県が設置した基金から災害や景気変動等特別の事情が生じた場合に交付されるものです。

5款1項他会計繰入金2億8,485万6,000円、対前年度比較9.1%の増になります。主に、法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分の増額によるものです。

8款1項財政安定化基金貸付金、1,000円は、県が設置しました財政安定化基金から保険給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合の貸付金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費3,369万3,000円、対前年度比較4.6%の減です。人件費が主なものですが、健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費です。

2款保険給付費22億6,610万5,000円、対前年度比較で2.4%の増です。1項療養諸費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し1人当たりの医療費総額が増加すると見込まれての試算になっております。

3款国民健康保険事業費納付金7億9,091万7,000円、対前年度比較で6.3%の増です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するもので、2款の保険給付費の増に伴うものです。

5款財政安定化基金拠出金1,000円は、基金からの交付金、貸付金により取り崩した額に対して、政令で定めるところにより、市町村が徴収されるものです。同時に県は市町村総額の3倍に相当する額を、国は県の3分の1を負担することになります。

6款1項保健事業費1,374万2,000円、対前年度比較10.1%の増、2項特定健康診査等事業費1,876万3,000円、対前年度比較0.8%の減です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

7款1項財政安定化基金償還金1,000円は、基金から貸し付けを受けた場合の償還金です。国民健康保険特別会計は以上です。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページですが、このまま当初予算書で説明させていただきます。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,400万円と定める。前年度と比較しますと8.6%、2,800万円の増額となっております。第2項歳入歳出款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算書によるしております。

次の63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料2億5,580万円、対前年度比較で10.7%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金9,814万2,000円、対前年度比較で4.8%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の64ページ、歳出でございます。

1款総務費954万8,000円、対前年度比較4.6%の増でございます。職員1名の人件費と後期高齢者医療保険料、納入通知等の印刷製本費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億4,310万6,000円、対前年度比較で8.9%の増です。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、平成31年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第37号から議案第39号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、特別会計歳入歳出予算書の97ページをお願いします。

議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成31年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億1,700万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

99ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金1,489万1,000円、前年度比11.8%の増は、供用開始面積の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料2億6,932万9,000円、前年度比3.4%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億300万円、前年度比14.9%の減は、管渠築造工事等の減によるものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金3億2,008万2,000円、前年度比4.2%の増でございます。2項基金繰入金2,759万円、前年度比13%の減は、平成27年度から30年度までの基金積立から当該年度の平成31年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年度と同額でございます。

8款町債1項町債3億7,910万円、前年度比15.1%の減でございます。管渠築造工事等の減によるものでございます。

次の100ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費2億2,572万9,000円、前年度比11.8%の増は、委託料の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費4億339万7,000円、前年度比20.1%の減は、管渠築造工事請負費の減によるものでございます。

3款1項公債費4億8,678万8,000円、前年度比2.4%の増は、償還据置期間終了後の償還元金の増によるものでございます。

次の101ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円、多々良川流域関連公共下水道分2億50万円、資本費平準化債公共下水道分7,690万円、資本費平準化債、流域下水道分1,870万円、特別措置分4,580万円、公営企業会計適用債1,050万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、141ページをお願いします。

議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成31年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ9,900万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。  
地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の、143ページをお願いします。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料756万1,000円、前年度比4.4%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3款国庫補助金1項国庫補助金690万円は、業務委託に対する補助金でございます。

7款町債1項町債2,960万円、前年度比22.8%の増で、詳細については委員会にて御説明いたします。

次の144ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費448万4,000円、前年度比401万6,000円の増は、委託料の増によるものでございます。

2款1項農業集落排水事業費2,984万2,000円、前年度比37.4%の増は、委託料の増によるものでございます。

3款1項公債費6,416万9,000円、前年度比3.1%の増は、償還元金の増によるものでございます。

次の145ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,560万円、公営企業会計適用債、限度額400万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成31年度の須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万846戸、前年度比1.4%増の見込みでございます。2、年間総給水量268万9,038立法メートル、前年度比0.4%増の見込みでございます。3、年間有収水量254万1,141立法メートル、前年度比1.2%増の見込みでございます。4、1日平均給水量7,347立法メートル、前年度比0.2%増の見込みでございます。5、建設改良事業費1億3,777万8,000円、前年度比13.8%減の見

込みでございます。これは排水施設改良費の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億5,166万7,000円、前年度比0.6%の増、主なものは営業収益のうち給水申込加入金の増によるものでございます。

支出は、第1款水道事業費5億9,673万1,000円、前年度比4.1%の増、主なものは、営業費用のうち原浄費の委託料及び受水費、総係費の委託料の増によるものでございます。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款資本的収入3,600万円、前年度比2.9%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増でございます。

支出は、第1款資本的支出2億496万円、前年度比13.8%の減、これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費9,479万5,000円、前年度比2.9%の増は、人事異動によるものでございます。2、交際費10万円、前年度と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。これは量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号から議案第39号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第39号は、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

---

### 日程第31、諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第31、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものです。住所、糟屋郡須恵町大字上須恵776番地の3、氏名、岡本省二。生年月日、昭和30年1月1日、64歳。任期につきましては、平成31年7月1日から平成34年6月30日でございます。

提案理由の説明といたしましては、人権擁護委員の平嶋峰晴氏が平成31年6月30日をもって任期満了のため、その後任を推薦するものでございます。経歴については、次ページにつけておりますけれども、主な項目といたしましては第一小学校の校長、そして家庭児童相談委員、そして須恵町の適応指導教室の室長を務められた方で、人格共に素晴らしい人ですので、今回推薦しております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し賛成することに決しました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時38分散会

---

議事日程(第2号)

平成31年3月6日 午前10時00分開議

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第16号 | 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について           |
| 日程第 2 | 議案第17号 | 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について          |
| 日程第 3 | 議案第18号 | 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例        |
| 日程第 4 | 議案第19号 | 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 5 | 議案第20号 | 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 6 | 議案第21号 | 町道路線の認定について                    |
| 日程第 7 | 議案第22号 | 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)         |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)   |
| 日程第 9 | 議案第24号 | 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補佐予算(第3号)  |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)       |

---

本日の会議に付した事件

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第16号 | 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について           |
| 日程第 2 | 議案第17号 | 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について          |
| 日程第 3 | 議案第18号 | 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例        |
| 日程第 4 | 議案第19号 | 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 5 | 議案第20号 | 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例          |
| 日程第 6 | 議案第21号 | 町道路線の認定について                    |
| 日程第 7 | 議案第22号 | 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)         |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)   |
| 日程第 9 | 議案第24号 | 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補佐予算(第3号)  |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)       |

出席議員（13名）

2番	世利孝志	3番	白水勝元
5番	三角栄重	6番	田ノ上真
7番	松山力弥	8番	猪谷繁幸
9番	田原重美	10番	合屋伸好
11番	原野敏彦	12番	三上政義
13番	柴田真人	14番	今村桂子
15番	三角良人		

出席停止議員（1名）

1番 児玉 求

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	健康福祉課理事	小林はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗文生
税務課長	合屋浩二	地域振興課長	稲永勝章
都市整備課長	甲木圭二	住民課長	合屋真由美
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
社会教育課長	吉川聡士	会計管理者	今泉俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

あいにくの雨になりまして、松山委員長はやおいかんでしょう。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第16号**

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） おはようございます。それでは、報告いたします。

議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、須恵町ふるさと応援基金を設置し、須恵町ふるさと応援寄附金を適正に管理し、及び寄附者の意向を反映した施策に活用するため、当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

2ページをお願いします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金を、「町民とともにつくる協働と参加のまちづくり事業」「多様に学び、文化を育むまちづくり事業」「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり事業」「安全で安心して暮らせるまちづくり事業」、その他町長が須恵町発展のため必要と認める事業に充てるとしてあります。

第3条に基金の財源をふるさと応援寄附金をもって充てるとし、第4条に基金の管理を、第5条、第6条に運用方法を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、平成30年度税制改正大綱において森林環境譲与税が創設されたことに伴い、須恵町森林環境基金を設置し、森林整備及びその促進事業に活用するため当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金の財源は森林環境譲与税を充てるとし、第3条に基金の管理を、第4条、第5条に運用方法を定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

質疑といたしまして、須恵町に入る基金の割合についてでございます。当初は8割で段階的にふえ、平成36年には9割になるとの説明がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

補足説明といたしまして、1人1,000円、年間に税金が入ります。その分を今年度前倒しで環境税が須恵町に交付されますが、その分を国のほうが後から払うということになっております。これでよろしいでしょうか、わかりますかね。

環境譲与税が31年度から1人1,000円を納めるようになります。ほいで、この前の説明では、その基金を須恵町がこれを積み立て——貯金をして積み立てて、それを町長が定めるものとさっき言いましたように、そのように運用するというので、1年おくれて国のほうから金が入ってくる。国が前倒しで払うということでございます。やったかね。総務課長、総務課長に説明させます。

○総務課長（梅野 猛） 最初は環境譲与税というのがあったんですけど、それは一時的に国のほうが立てかえて払うと、交付するという形ですけど、36年から環境税というのができて、それは個人住民税の中の均等割の部分で1人1,000円が徴収される形になります。それを一旦払った、税金として払ったところで今まで国から入った分を借金を返すと。今後、それを運用しながら国から環境譲与税というものを支払われてくるという形になります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、国家公務員の旅費に関する法律に準じ、厚生労働省への職員派遣に対応する規定を追加するため、当該条例の全部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いします。

まず、条例名、題名を須恵町職員等の旅費に関する条例と改正して、各案、各条に内容の理解と検索を容易にするための見出しをつけております。

第1条で目的、第2条で用語の意義、第3条で旅費を支給する場合の各事項について、第4条で任命権者またはその委任を受けた者の発する旅行命令等について、第5条で公務上の必要性、また天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行ができない場合において、第6条で旅費の種類について、第7条から第9条までは旅費の計算方法について、第10条で旅費の請求手続について、第11条から第19条までは旅費の種類ごとの支給額について。

なお、今回、厚生労働省への職員派遣に対応するため、第17条に移転料、第18条に着後手当、第19条に扶養親族の移転料の規定を入れております。

第20条、第21条に退職者等、遺族の旅費について、第22条で不当に旅費の実費を超えた部分は支給しない旨規定しています。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報

告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正することに伴い当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表でございまして、別表第3条関係で町長の旅費の項中、参照している条例の題名を須恵町有給職員旅費支給条例から、須恵町職員等の旅費に関する条例に改正するものでございまして、

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、財政調整基金に属する現金の一部を有価証券にかえることを可能にし、今後の財源の安定的な確保を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表でございます。本条例の第3条の基金管理について、1項で文言の整理をし、2項に基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるの文言の追加を行うものです。第4条及び第6条についても同じく文言の整理を行っております。

2ページに戻っていただき、附則で、この条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

質疑といたしまして、どのような証券を購入するかについて、運用するなら確実に有利な証券を考慮するとの説明がありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上君。

○議員（6番 田ノ上 真） ただいまの委員長の報告でございますが、運用するということがありますなら、銀行の金利よりも運用したほうが有利であるということから、こういう改正に至ったと思われませんが、大体どういった効果を、どの程度の効果をお考えでございませうか、伺いたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 今、普通預金の金利が大体0.001%でございまして、1,000万円以上の預金、定期が0.1%、金利でございまして。それ以上の物を運用して、先ほど説明しましたように、確実に有利な証券を購入するという説明がありました、そういうことでございます。特にこれは雑談の中でございましたけれども、国債等が一番間違いないかなという意見も出ておりました。

以上でございます。

○議長（三角 良人） いいですか。

○議員（6番 田ノ上 真） はい。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり決

定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

- 議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第21号

- 議長（三角 良人） 日程第6、議案第21号町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

- 総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第21号町道路線の認定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書は1ページをお願いいたします。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は2路線でございます。

次の議案書2ページをお願いいたします。

図面番号1、路線番号、その他の町道693号、路線名、松ヶ音4号線、起点、植木字松ヶ音411番3地先から、終点、植木字松ヶ音410番3地先まで、延長161.6メートル、最大幅員10.3メートル、最小幅員6.0メートルでございます。

認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。

ほか1路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定の2路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地造成工事において公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。路線図3ページから4ページに添付しております。

補足説明といたしまして、今回の認定により平成30年4月1日時点の町道路線数584路線、総延長123.573キロメートルを改め、新たに586路線、総延長123.765キロメートルとなっております。2路線の延長の0.192キロの増加となります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

- 議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の

方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第21号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億5,972万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億241万円とする。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

第3条で債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、繰越明許費の追加は、第4表繰越明許費によるとしています。

5ページ、第2表地方債補正、これは歳入の補正予算、20款の町債の減額5,120万円の内容になります。

1、変更、起債の目的、須恵町多目的公園（仮称）整備事業債2,250万円を、変更後2,080万円とし、170万円の減額。庁舎1階窓口改修事業債2,880万円を、変更後2,530万円とし、350万円の減額。防災行政無線整備事業債900万円を、変更後510万円とし、390万円の減額。須恵第三小学校校舎改修事業債6,370万円を、変更後5,550万円とし、820万円の減額。小中学校空調設備設置事業債3億2,450万円を、変更後2億9,060万円とし、3,390万円の減額。合計で5,120万円減額するものです。起債方法、利率、償還方法は変更ありません。

6ページ、第3表債務負担行為補正、1変更。須恵町包括業務委託、限度額4億1,273万5,000円を、変更後6億95万1,000円に、1億8,821万6,000円の増額補正です。

7ページ、第4表繰越明許費補正、1追加。

3款2項保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円です。わかすぎの杜保育園の

工事延期に伴うものです。

10ページ、11ページ、歳入です。年度末の補正ですので、国・県補助金、町債など、決定額あるいはそれに近い形での増減補正を全体的にしています。

主なものは、11款分担金及び負担金872万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金410万4,000円、中学校ランチサービス負担金462万円の減額補正。

13款1項国庫負担金は、未熟児養育医療費国庫負担金の356万6,000円の減額。児童手当国庫負担金556万9,000円の増額などにより、157万9,000円の増額補正をしています。

2項国庫補助金は、冷房施設対応臨時特例交付金3,393万2,000円の増額などにより3,420万8,000円の増額補正。

14款1項県負担金は、未熟児養育医療費県負担金の177万1,000円の減額、国民健康保険基盤安定県負担金の294万9,000円の増額補正などで、266万4,000円の増額補正。

2項県補助金は、子ども重度障がい者、ひとり親家庭等医療費補助金を変更申請額、前年度分決定額などで、1,081万2,000円を減額補正しています。

15款2項財産売払い収入は、開発行為に伴う里道です。水路の不動産売り払い収入280万7,000円の増額。

16款1項寄附金は、ふるさと応援寄附金、自然教育林基金寄附金で938万5,000円の増額補正をしています。

17款1項繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは行わず、2億3,000万円全額を減額しています。

18款1項繰越金は8,092万3,000円全額補正し、20款1項町債は、入札等により契約額が決定し、5,120万円の減額をしています。

20ページ、21ページ、歳出です。ほとんどの課において、年度末の決算見込みにより、予算執行残、不用額の減額です。

主なものは、2款1項総務管理費1億1,224万5,000円増額補正は、議場設備リース料850万3,000円の減額、財政調整基金積立金1億2,312万円の増額補正などが主なものです。

4項選挙費は、町長選挙が無投票でしたので、1,018万8,000円の不用額を減額しています。

3款1項社会福祉費4,486万9,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金1,008万1,000円、福岡県介護保険広域連合本部負担金2,061万9,000円の減額が

主なものです。

2項児童福祉費5,700万1,000円の減額は、アザレア、れいんぼー幼児園費、わかすぎの杜保育園、須恵めぐみ保育園等の保育実施委託料を減額しています。

4款2項清掃費は、ごみ袋製作費の入札執行残1,769万3,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が5,820万3,000円。決算見込みにより計7,589万6,000円減額補正。

6款1項農業費970万9,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金298万4,000円、農道・水路・ため池補修整備測量設計委託料200万円、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費202万4,000円の減額が主なものです。

8款1項土木管理費440万円の主な減額は、未登記処理委託料250万円、道路台帳整備業務委託料110万円の減額補正。

2項道路橋梁費749万3,000円の減額は、乙植木・平原線道路改良工事に伴う用地取得の執行残が主なものです。

4項都市計画費542万9,000円の減額は、須恵中央駅前公園整備工事請負費219万2,000円の減額補正。

5項下水道費811万2,000円の減額は、公共下水道事業会計繰出金の減額。

9款1項消防費1,036万6,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金342万8,000円、消防団出動費用弁償226万2,000円、防災行政無線整備工事設計業務委託料382万6,000円の減額補正です。

10款1項教育総務費981万8,000円の減額は、小中学校空調設備設置工事設計業務委託料342万8,000円。

2項小学校費871万2,000円の減額は、第三小学校校舎外壁防水改修工事請負費1,091万2,000円。

3項中学校費852万3,000円の減額は、中学校ランチサービス業務委託料670万円。

4項幼稚園費528万6,000円の減額は、れいんぼー・南幼稚園の臨時雇い賃金407万2,000円の減額補正が主なものです。

12款1項公債費244万9,000円の減額は、償還予定額による減額補正です。

質疑として、歳入では、11款分担金及び負担金では中学校ランチサービス負担金減の問題点の改善及び対策について、13款国庫支出金では障害者自立支援給付費国庫負担金について、19款諸収入では不適切請求について。

歳出では、2款総務費でコミュニティ事務局欠員における業務への支障・欠員・補充について。

3款民生費では、学童保育、放課後児童クラブの現状について、保育所の待機児童の現状につ

いて、わかすぎの杜保育園、めぐみ保育園委託料の減について。

4 款衛生費では、ごみ袋製作費の残における見積もりの積算等について。

6 款農林水産業費では、堆肥センター改修工事請負費の残について。

8 款土木費では、環境整備作業員賃金減において作業員の不足の影響等について、須恵中央駅前公園整備工事終了において、次年度はどのような公園形態にもっていくのか、公園の将来像についてなどの質疑が行われました。

以上、予算審査特別委員会全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 22 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第 22 号平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第 8. 議案第 23 号

○議長（三角 良人） 日程第 8、議案第 23 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6 番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第 23 号平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 1 億 6, 4 1 4 万 7, 0 0 0 円とするものです。

事項別明細書 6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入の主なものは、4 款 1 項県補助金 2 9 3 万 1, 0 0 0 円の減は、普通交付金の減によるものです。

5 款 1 項他会計繰入金 3 5 2 万 6, 0 0 0 円の増は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

7 款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料 1 2 0 万円の増、次ページ、3 項雑入 5 5 0 万円の増

は延滞金、第三者納付金等の収入済み額によるものです。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費8万円の減、2項徴税費30万円の減、2款1項療養諸費1,640万円の減、2項高額療養費700万円の減は、決算見込みによるものです。

3款国民健康保険事業費納付金12万7,000円の減は、介護納付金分の県からの確定通知によるものです。

6款1項保健事業費20万円の減、2項特定健康診査等事業費65万8,000円の減は、賃金及び委託料の不用額を減額したものです。

8款1項償還金及び還付加算金、また、次ページにわたる15ページまでの分ですが、この分、3,206万円の増は、療養給付費等国庫負担金の前年度返還金で、国の確定通知による補正です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,900万円とするものです。

事項別明細書、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。1款1項後期高齢者医療保険料608万円の増額は、平成30年1月末の調定額及

び収納率により算定しました決算見込みによるものです。

4款1項1目一般会計繰入金219万1,000円の減額は、1節事務費繰入金は収支調整、2節保険基盤安定繰入金は広域連合からの確定通知によるものです。

5款1項繰越金1,583万6,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,432万円を含めたところの補正です。

6款2項1目保険料還付金79万2,000円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款2項徴収費15万円の減額は、3町の共同発注により印刷製本の単価が下がったことによる執行残の減額補正です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2,126万9,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

4款予備費は、全額減額しております。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第10. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 審査報告いたします。議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ311万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億9,208万6,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表による。

4ページ、第2表でございます。

地方債補正1の変更は限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。

起債の目的、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額変更前2,840万円が、変更後2,320万円に。建設費の確定により520万円の減額。同じく、多々良川流域関連公共下水道分、限度額、変更前2億8,110万円が、変更後2億7,680万円に、委託料の減による430万円の減となっております。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、1款分担金及び負担金、2款使用料及び手数料並びに3款国庫支出金は、決算見込みにより増額。

5款繰入金は、収支調整のための減額となっております。

なお、8款町債は、4ページの地方債の変更による減額となっております。

続きまして、10ページ、歳出でございます。1款総務費は、主に3目の下水道施設整備基金費の積み立てによる増額。

2款下水道事業費は、負担金の確定及び決算見込みによる減額となっております。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第25号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,490万7,000円とする。

第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページ、事項別明細書の歳入ですが、2款使用料及び手数料は決算見込みによる減額です。

3款繰入金は、収支調整のため減額となっております。

4款繰越金は、前年度繰越額の確定によるものです。

続きまして、8ページ、歳出でございます。

2款農業集落排水事業費は、決算見込みによる減額です。

3款公債費は、元金の借入先変更による増額です。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第27号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の収益的収支と第3条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明をいたします。

2ページ、第2条の収益的収支の収入は、600万円を増額し、合計は6億5,355万2,000円で手数料の増となっております。

続きまして、支出は495万円を減額し、合計は5億7,598万5,000円で、執行残及び決算見込みによる減額となっております。

4ページ、第3条の資本的収支の収入は、600万円を増額し、合計は4,100万円で、工

事負担金の増となっております。

続きまして、支出は、450万円を減額し、合計は2億3,323万6,000円で、工事料の減及び落札残となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億9,223万6,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

以上、総務建設産業委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第27号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日7日は、午前9時より工事現場視察を行いますので、議員の方は庁舎東側駐車場前に御集合願います。

次の本会議は、3月11日午前9時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前10時56分散会

---

平成31年 第1回(定例)須恵町議会会議録(第3日)

平成31年3月11日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成31年3月11日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	白水 誠
----	-------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稲永 修司
教育長	安河内 文彦	健康福祉課理事	小林 はつみ
総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前9時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。

東日本大震災から、きょうで丸8年が経過しました。被災地では、いまだ復興の道半ばで、自治体によっては、その対応に格差が生じ、生活再建への不安と不満が噴出しているという話も聞いております。被災地で懸命に頑張っておられる方々に対し、一日も早い復旧・復興を御祈念申し上げます。

また、皆様方には午後2時46分に、犠牲になられた方々に対して黙禱をお願いしたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（三角 良人） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） おはようございます。先月のテレビの報道で、福岡市のあかつき保育園が不適切保育を行ったということで、幼児に対して8人の保育士が虐待、暴言を吐いたという事件が報道をされておりました。

須恵町におきましては、先日総園長のほうから学校経営説明会において、適切に保育を行っているとの報告があり、安心をいたしました。皆様方には大変御苦勞をおかけしておりますが、今後も目配り、気配りで、保育の安全性を確保しながら、園児のために頑張りたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、2問の質問をさせていただきます。

1問目でございますが、幼稚園、保育園の民営化について質問をいたします。

平成18年に幼保一元化審議会から、「将来的には民営化によるサービス向上・多様化・効率化、財政の負担軽減を図る必要がある」との建議がありました。この文では「来年度」と書いておりますが、「今年度」の間違いでございまして、今年度10月から幼稚園、保育園の無償化に伴い、国、2分の1、県、4分の1、町、4分の1の負担が発生いたします。2年目からは、民間の負担割合は変わりませんが、町立の場合は10分の10の値で算入をされるということになり、全額が町の負担となり、財政圧迫の要因になってくるのではないかと危惧をされるところでございます。

ことし10月に予定される消費税率10%の引き上げによる財源を活用し、3歳から5歳までの全ての子ども及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育園、認定こども園の費用無償化、また認可外保育施設等の無償化も対象となりますが、無償化の対象

となる幼稚園、保育園、また十分な保育を実施していない場合には放課後預かり、そういう場合には幼稚園に加えて認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象になるということになっているようでございます。

地方負担について、消費税の増額分を活用するということになっておりますが、地方交付税に導入されることになるのではないかと思います。必要額全額が交付されるかどうかは不透明な状況にあるところでございますが、民営化により保育士不足の解決にもつながり、ふだんから町長も民営化をとというようなこともちよっと発言をされているようなところでございますので、早急に民営化をするべきと考えますが、今後の方向性についての質問をいたします。

まずは、幼稚園・保育園一元化審議会がここ4年間は開かれておりませんが、民営化の審議検討はされていますでしょうか。

2問目に、町長は民営化についてどのように考えておられますか、また2年目以降の町立の場合の負担額及び私立の場合の町の負担額の見込みはどのようになりますか、それを踏まえて今後の方針等についてお聞きをいたします。

2問目でございますが、この質問につきましては、昨年の3月議会において、猪谷議員のほうから前町長の中嶋町長のほうに質問があっておりましたが、それを踏まえて、あえて今回質問を出させていただきました。

須恵中央駅の駐輪場の整備をということで、須恵駅、そして新原駅につきましては、放置自転車撤去等により、駅の駐輪場はきれいになっておりますが、須恵中央駅では至るところに自転車が駐輪され、歩道にまで自転車があふれております。

これは写真のほうを提出しておりますので、見ていただいたらわかると思います。これは2月の写真で、4時ごろ撮った写真でございます。

それで、須恵町の人口はふえ続けておりますし、今後も自転車での通学通勤がふえるのではないかと予想されます。無人駅になってからは、自転車の盗難も多発しております。放置自転車は役場で撤去をされているということをお聞きしておりますが、須恵町の顔である駅に自転車が整理整頓されずに雑然と置いてある風景は見るにたえません。駐輪場の増設など、今後の対応についてお聞きをいたします。

駐輪場の増設の考えはあるのか。ないとすれば、今後の対応は。あるならば、その計画内容は。例えば、サル田水路に床板をかぶせるなどできれば、橋脚の下を利用できないのか。

また、スエノバの敷地を一部利用できないのか。

自転車があふれるようにたくさんになってきておまして、きれいに整理されて置いてあっても、場所が足りないような状況になっております。公園用地として購入している土地に県道の拡幅が行われるまで、しばらくの間利用できないのか。

放置自転車などの管理の状況について、お聞きをいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。今、今村議員から御質問いただいた項目については、恐らく私が一番詳しいのではないかと考えております。この幼稚園、保育所の一元化とか民営化、これ直接担当課長としてやってきたわけですから、それについては詳しくお答えしますし、駐輪場についても、実は私、去年1月の4日から4カ月、中央駅に立っています。その中で、じゃ駐輪場が足りないのかと、足りないんじゃないんです。

ですから、後で説明しますけども、ですからそれぞれお答えしていきたいと思いますが、まず初めに幼稚園、保育所の民営化はということなんですけども、これはやるべき時期が来ているのかなと思っています。

その一つの大きな理由として、町立で運営をやるということは、きめ細かな部分で対応できるということで、当町は保育所、幼稚園、3園ずつあわせて持っていたわけですね。第一、第二保育所、そしてかやの保育所、それと東幼稚園、南幼稚園、それともう一カ所、どこでしたか、3園ですね。

それにあわせて、当時、昭和50年代の初めにめぐみ保育園つくって、要するに就学前保育教育について、非常に手厚くやりたいということだったんですけども、どんどん世の中が変わってきて、幼保一元化の裏の事情としては、その当時、20年以上前ですか、平成11年、私が課長になったころだと思いますけども、時の教育長のほうから話があって、幼稚園がこのまんまじゃ経営できないと、要するに各園それぞれその当時は4歳児、5歳児だったんですけども、2クラスずつ、4人の先生と、それと待機の先生とか、それとバスでの送り迎えとか、経営的に無理だと、そういったまず経営論から入っていったわけですよ。

その中で、昨年4月に勇退なさった中嶋町長と私が、中嶋町長が社会教育、学校教育の課長で、私が健康福祉課の課長で、それを見ていく中で、その中で、要するにこれは経営問題じゃないと、教育の問題なんだと、町立であるがゆえに、要するに同じ保育教育のレベル、スキルを持った子どもを送り出していないと、要するに保育は保育だけやればいいのか、これ児童福祉法ですから、片方は文部科学省の学校教育法ですから、須恵町の子どもを小学校に同じスキルを持ったお子さん方を送り出したいと、それが須恵町の幼保一元化なんだというところから始まっていて、今現在に至っているということですね。

ですから、きょう新しいと言ったらおかしいんですけど、この問題に余り詳しくない議員さんもいらっしゃると思いますけども、建議書は平成18年の3月に提出されております。それを受けて、当時中嶋町長は、きちんと幼保一元化をやっていくべきだと、その建議書に対して恐らくこの議会で答弁なさったと思います。

その中で、民営化も必要なんだということをおっしゃっていると思います。それに基づいて、自分は教育長になって、幼保一元化の一つの方法として、恐らく公立で、全九州初めての認定こども園をつくったりとか、新たな取り組みをやっていく、これは要するに経営とか、そういったことではなくて、前段申し上げたように、教育の観点からそれが正しいんだということでやってきたわけですね。

ですから、平成19年に町立の第二保育所をわかすぎの杜に民営化、譲渡したと、25年にはれいんぼ一幼稚園を建設して、また27年にはアザレア幼稚園を建設して民営化を進めていったわけです。これも一つの建議書に対する流れでやっていたわけで、何も審議会を無視していたわけじゃなくて、建議が出されて、町長がここで答申なさって、それに対して事業計画できちんとやってきたと、平成29年の11月には待機児童対策として、最後のインフラ整備として、私立ですけども、社会福祉法人の認定こども園「明道館」を誘致して、何とか須恵町のお子さん方、保護者の方々を救っていきたいということでやってきたわけですね。これ前置きが長くなっただんですけども、そういった形で、当時の審議会の中身をきちんと一つ一つ踏襲しながらやってきたということですね。

ただ、質問の要旨でもあります、3つ出されているわけですけども、その中で一番問題なのは、今回国が、要するに就学前のお子さんについては、要するに教育として捉えて無償化するんだと、このあらわれが何年か前に始まった地方創生なんですよ。

要するに、地方のことは地方でやろうやと、要するに交付税も減額してきている。非常に経営難です。自治体はですね。その上で、バラ色に見える今回の無償化の問題についても、しわ寄せは全部自治体に来ていると、おっしゃっているとおりで、平成31年度については約、町の持ち出しが新たに4,100万円で、私立に対しては1,000万円、5,100万円の負担がふえます。

32年度以降は1億円以上を町が負担せんといかんと、極端なことを言うと、国自体がこれ幼保一元化がどうのこうのじゃなくて、地方創生という名のもとに、要するに本来国が手を出す、口を出している部分にお金を出していないと、そういう状況なんですね。

ですから、当然この民営化というのは、自治体経営の観点から考えても、必ずやらなければならないという観点で、これは議員各位御存じのとおり、12月の予算審査特別委員会のときにちょっと手を挙げさせてもらって民営化は、これは私のとっぴな意見じゃなくて、当時の我々じゃなくて、議員さんも入っていらっしゃる、保護者の方々も入っていらっしゃる、有識者の方々も入っていらっしゃる幼保一元化審議会の中で、民営化をなさいと、これからは須恵町の保育・教育の理念をきちんと踏襲してくれるところに、それなりのプロとしてのスキルを持った民間に委託するのが正しいんだというたしか建議の内容であったと、これは今村議員も当時からいらっ

しゃるから、中身は御存じのとおりで、ですから1問目から3問目までの4年間開かれていなかった理由というのはそういったことだと、民営化についてはどうですかと、これやらざるを得ないと。

ただし、民営化する理由として、経営難ということもあるかもしれませんが、保育所、幼稚園の先生方を雇用して、自治体はその経営をやること自体がそのお子さん方に対する教育に対してレベルアップのために正しいのかというと、私、要するに保育所と幼稚園の課長を5年間していたわけですから、それを考えると、だんだん民間の保育園というのはいろんな入れかわりがあつたりとか、新しいことを理念でやっていく。

ところが、公立の場合は、それが硬直化を起こしていくわけですよ。だから、それはお子さん方にとって、保護者の方々にとって、最終的には町立という安心感はあるかもしれないけども、現実的にはお子さんに対して不利益を与える可能性もあると、それを建議書の中でやんなさいよというのはそういったことだろうと思いますので、私も民営化はやっていきたいなど、年限については早ければ早いほうがいいんですけども、先ほど申しましたれいんぼー幼稚園、それとアザレア幼稚園、これは町立として起債対象事業でとっています。

そういった関係で、これを民営化すぐやるとしたら、この起債額全額を一括返還という、工夫ですけども、それも今から調査に入らんといかんと、その返還額が約15億円ぐらいになるんじゃないか、一括返還がですね。

ですから、なかなか難しい問題であるけども、要するに知恵を出しながら、今後幼保一元化審議会も開いてまいりますので、その中でいろんな情報公開やって、特に保護者の方々も交えながら、なぜ民営化が必要なのか、須恵町の場合は川子団地の下の第二保育所、旧の。わかすぎの杜に運営していただいておりますけども、クレームはほとんどついていません。なぜかというと、須恵町の教育理念をそのまま踏襲していただいて、園の新たなスキルを入れていらっしゃいますから、非常にいい形で運営されている。

ですから、民営化したからといっていろんな負担とか、不安が出ることはないと考えておりますので、やったほうがいいのかと思います。負担増についてはそういったことで、3つの質問に対しては以上のような形ですね。

そして、2問目の中央駅の問題ですけど、一見雑然と、私、4カ月立っていて、手前の歩道にとめているのは、ほとんどが学生さんなんです。あと5分早く来れば、奥まで入れられるんです。私が立っている間、いいよ、とめときと、僕が片づけるからと、私が4カ月間おる間は、その部分片づけたりとかがやっていました。

ということは、私ずっと4カ月間見ていて、あの駐輪場のキャパで足りないかと、足りているんです。満杯じゃないかと、満杯じゃないんです。あとは、先ほど議員がおっしゃったように、

無人化したことによって、要するに歯どめがきかなくなっている、要するに道徳心とか、マナーの問題で、その上で足りなくなっているように見える。実際おかしいなど、去年4カ月間立っていて、議員のほうから質問が出て、担当のほうに調べさせて、写真撮ってきた。奥のほう、がらがらなんです。それが1日、2日じゃない。その状態が続いている。

ですから、今度、また3月ですし、4月に向けて、要するにあそこを利用なさる人たち、サラリーマンは別にして、今の高校生の1年生、2年生とかは別にして、3年生、リセットでいなくなって、恐らく放置していくんです。その片づけも指示出しておりますし、その上でどのくらいの台数のキャパがあるのか、もう一度見直します。その上で対応しさえすれば、先ほど議員のほうから提案があったサル田水路とかスエノバとか、公園用地を使う必要ない、これは私、確信を持っております。

それと、もう一つは構造的に、あの駐輪場が、その当時はそれこそ真新しい形の駐輪場ですごかったんですけども、今、直角にとめる習慣がないです。自転車、斜めに入れている。

ですから、角の部分だけを改修すればとめやすくなるし、そういった形でやっていきたいなど、ですからこれは9月議会ぐらいに補正で上げさせていただこうかなと思っております。

それと、もう一つ、マナーとか、そういった問題のことを考えた上で、これも若干お金がかかるのかなという気がするんですけども、宇美町の役場の駐車場、あれたしか老人クラブか何かに委託なさって、きれいにとめなさいと、とめていない場合は怒られているんですね。怒られていると言ったらおかしいけど、きちんとやっているんです。

ですから、今ちょっとこの中央駅のマナーの問題がありますので、シルバー人材センターか高齢者クラブと言ったらおかしいですね。老人クラブの連合会のほうにお諮りして、役場の担当課も含めて、早い時期に設定したいなと思いますけども、1カ月間、あそこの駐輪場のキャンペーンやって、笛持たせて、だめだと、奥にとめろと、一番最初、シルバーとか、老人クラブの方々だけだと、クレーム言う人間いますから、役場の職員もいて、1カ月間ぐらいそれやって、その次の週からは月曜と金曜とかで減らしていくという形でやっていきさえすればいいのかなと。

全部否定しているみたいですけど、サル田水路は、これはもともと農業用水路です。そして、須恵町の二級河川に該当しています。昔は、佐谷、上須恵、上のほうに田んぼがあったんですね。それが緩衝地帯になって、あの川に入る水も緩やかだった。今はほとんどないでしょう。あの川にいきなり来ているんですよ。その上に、要するに河川というのは、本来ふたをしちゃだめなんですね。特に、あの水路というのは、今、昨年7月6日の水の時も、あと少しだった。

だから、床板かけると、一番危険な行為です。ですから、それはまず無理だと、そしてスエノバについては、またこれは5月の10日に初登庁、今度なさって、6月議会があるでしょうから、そのときにまた勉強会なさると思います。そのときにスエノバの状況をきちんと説明する、スエ

ノバが何たるものかというのをきちんと説明します。そうしたときに、あそこを併用というのは考えないほうがいい。これからどんどんふえていきます。

それと、公園用地については、これはあくまでも3%の公園用地でとっているんですけども、将来的には須恵町の町づくりのへそとなるような事業を持っていきたいと、それを既成事実みたいな形で、個々の駐輪場と言われても困りますので、それは今のところ私自身が使いたくないということです。

以上のような観点で、御指摘いただいた幼保一元化については前向きに捉えていきたいし、民営化についても捉えていきたいと、駐輪場については、今言ったような事情で、要するに人的な支援が一番大事なのかなということで、工夫してやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 今、2つの質問に対して回答をいただきました。

まず、1問目の幼稚園、保育園の民営化でございますが、私も幼保一元化審議会のほうに入っております、町長が前から一生懸命それをされていたことは十分わかっておりますので、今まで言われたことは十分理解をしております。

また、本当に今がその時期だろうと私自身は思っております、今年度はまだ4分の1ということで、現行のままでございますが、事務費等についても、国のほうから全額出るということなんですけど、来年度に入れば、本当に10分の10ということで、今試算を伺いましたところ、現在が5,100万円なのが1億円以上になるということで、大変財政が厳しい中、地方にそういう負担を強いてくるという国のほうもどうなのかなと思いますが、それは仕方がないことなので、それを町のほうで乗り越えていかなければならないのかなと思っております。

そこで、今回町長が言われたような保育士不足の観点、それからまた財政の観点から民営化を進めるのが一番いいんじゃないかならうかと思っておりますが、起債事業が入っているということでございまして、それが15億円ぐらいを返還しないと、金額が15億円ですね。

そしたら、その起債事業がいつまでだったのか、ちょっとここに今資料がないので、もしわかれば、その起債事業がいつまでなのかということと、今後起債事業と、それから1億円を払っていくというものの計画をやって、どっちがいいとか、そういうのを検討されていくと思うんですけど、その計画をつくっていかれるのかどうかということと返済、またそれを議会の報告にも上げていただきたいなと思っております。

それから、駐輪場に対しましては、今言われたように、町長のほうが調査といいますか、立っている間に実際見ておられるということで、私も最近、近隣の方といいますか、須恵町民の方の四、五名ほどこの駐輪場については聞かれまして、今回見に行きまして、非常に2月の時点では

自転車がなくて、これは大変だというふうに思ったので、今回質問をさせていただいております。

3月に入りまして、若干自転車がこの時期いつも減るんですね。高校のほうも卒業されたとか、いろんな問題で、3月現時点では大分減っておりますが、2月の時点では相当数の自転車が置いてありました。

しかし、今言われたように、改修をしていくということであれば、大分よくなるのかなと思っておりますので、改修は一応9月議会に補正ということでございますが、計画等はどれぐらいの時期につくって、実施がどれぐらいの時期になるのかをお答えください。

あと1カ月キャンペーンをされるということでございますので、これは何月、4月ぐらいから予定をされるのか、キャンペーンの時期をわかりましたらお答えをお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 起債は平成47年度までです。だから、あと16年、文科省というのは大体30年ぐらいの規模、それと先ほど言った改修については、担当課のほうと話して、だから9月ぐらいだろうということです。

それと、キャンペーンというより、これは指導員制度で、しっかりしたルールをつくってやっていきたいなと思っておりますので、これひよっとしたらお金かかるかもしれないですよ。シルバー人材とか、老人クラブに頼むにしても、ボランティアというのは長続きしませんので、それを考えると、健康福祉課、あるいは地域振興課と協議やった上でなりますので、だからすぐにはならないと、だから恐らく新しい議員さんの顔ぶれになったころ内容を御報告できるかなというぐらいで捉えていただくとありがたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 今村君。最後の質問になります。

○議員（14番 今村 桂子） 47年度まで16年ということで、起債が非常に悩まれるところではあると思いますが、今後しっかりと検討していただいて、須恵町にとってどちらがいいのか、また10分の10の負担ということがどの程度影響してくるのかわかりませんが、県等と早目に、もし民営化するなら早目に、また民営化の方策も立てないといけないと思っておりますので、その辺の決断等も早目にされて、計画等もしっかりとやっていただきたいと思っております。

また、須恵中央駅に関しましては、指導員制度等もつくられるということでございますが、この駐輪場だけじゃなくて、指導員制度ということが須恵町全体にいい影響を及ぼしていくと思っておりますので、それと改修が9月ぐらいということでございます。その間、役場のほうで指導といいますか、ちょくちょく見に行かれて、違法にとめられているところはちょっと直していただけるような措置ができればいいとは思いますが、職員のほうも忙しくて大変ですので、なかなか無理だとは思っています。

この件につきましては、今後、アイデアあふれる町長でございますので、しっかりと検討していただいて、私のほうもそういうふうな自転車の駐輪場の整備について聞かれましたら、またそういうふうな回答をしておきますので、今後よろしくやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、1番、児玉求君。

○議員（1番 児玉 求） おはようございます。ただいまより一般質問を始めます。日本共産党の児玉求です。

表題は、水道・下水道の民営化は中止へであります。これは民営化が表明されているわけではございませんので、民営化についての町長の見解を問うものであります。

水道・下水道は、私たちの暮らしになくてはならないものであります。その水をもうけ本位の民間企業に売り渡そうという水道法改定案がわずかな審議で、昨年の国会で可決いたしました。水道法は、安全で安定的に水を国民にひとしく供給するために憲法25条の生存権保障を具体化するものとして1957年制定され、現在の水道事業経営を行う公営企業に利潤はなく、黒字は全て将来の水道事業へ再投資されます。水道に利潤を含むこと、下水道に利潤を含むこと、もうけ本位の民間企業に売り渡す民営化は中止へ、水の地産地消、自己水源で、下水道も公営企業で存続すべきという内容でございます。

質問の要旨であります。

- 1、生存権保障として水道法を維持していけるのか、町長の見解をお聞きいたします。
- 2、民営化のコンセッション方式に疑問があるわけですが、どうなのか、見解をお願いいたします。
- 3、広域化をセットにダム依存を高めようとしているが、どうなのか、見解を。
- 4、世界では再公営化の流れになっているが、どうなのか、見解を。
- 5番目に、水道・下水道の民営化で品質、価格について住民サービスの低下になるのではと、それとこれはちょっと確認でございますが、町長報告で、上下水道課の下水道事業の地方公営企業法適用化について、下水道の企業会計の移行は、会計が企業会計になるだけで、民営化の前段、値上げ等は関係ないという答弁をなされましたが、民営化は関係ないということによろしいのか、ちょっと確認をいたします。

以上、6問についてお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） お答えしますけど、一番最初に中止じゃないんだと、町長の見解をお聞きしたいということだったですよ。（「はい」の声あり）

ところが、今の質問の中身で、ここに通告文も来ていますけども、2行目そのまま読まれたんですよ。もうけ本位の民間企業に売り渡す民営化は中止へと、どっちにお答えしたらいいんですか。（発言する声あり）今答えれば、2問目になりますよ。（笑声）

だから、いい、2問目になるから黙って、そうせんと、損しますよ。おっしゃっている中身、心配なさっていることはよくわかります。

ところが、この件については、確かに民営化できます。これは法で決まったわけですから、国が決めたわけですから。じゃ、その選択権というのは、自治体に委ねられています。だから、一番最初に、見解はとおっしゃった分については、見解は答えられる。

ところが、通告では、中止へと言われた、これに対しては、民営化は中止できません、法律ですから。いいですか、だから今2つおっしゃったんですよ。中止じゃなくて、町長の見解を尋ねますねとおっしゃった。ところが、通告の中では、中止しなさいと、水の地産地消をやれと、答えようがない。

でも、一応通告文に対してお答えしますけども、一般論として、議員、須恵町、私、去年の5月に町長になったときに申しあげましたよね。稲永外十郎町長から、私、数えて6代目です。原田昇町長のときに閉山が起きて、一番大きな問題は、言ったように、人口と収入源がなくなりました。住民がいなくなった。生存権の議員がおっしゃるニーズ、だから須恵ダムつくったんですよ。それでもだめだから、足りないから中柱田つくったんです。

そういった形で、須恵町というのは、皆さんの根源的な水というのはお守りしています。その上で、須恵町、私が役場に入っている限りでも、昭和52年から今まで断水したことは1回もないんですよ。これだけ、3回、大湧水が来ています、福岡に。須恵町、断水していないんです。議員がおっしゃる、皆さんの命を守る水、須恵町は非常に大切にしています。その上で、どうしても町民がふえてきた。

だから、昭和39年、閉山したときに1万9,000人いた人口が1万2,000人になった。今2万8,500人いらっしゃいます。この方々の水を守ろうとすれば、どんな状態のときでも水を守ろうとすれば、地産地消だけでは足りないんです、水は。福岡県レベルでの地産地消と考えたときには水道企業団、筑後川からもらっていますよ。それでも足りないときのために、緊急のために淡水化もやっている。そういうことです。

そういう中で、議員が教えてくださいとおっしゃる水道法を維持していけるのかと、それは国が考えればいいことであって、私たち須恵町の執行部側は、須恵の町民の方々に安全で安心な水を供給する、それは自信持っております。

ですから、この民営化が起きたからといって、我々民営化するつもりもありません。これは都市圏全部がそうです。福岡県の全体じゃないですよ。都市圏は、この水問題というのは非常に

ナーバスになっていて、福岡市も含めて、だから水道企業団、都市圏でつくっているんですよ。

そのの所長さんとも、今回のこの民営化の問題について話し合いを持ったときに、ないでしょうねと、あるはずがないんですよ。自分たちでインフラ整備やっているわけですから、この法律の根源的な問題というのは500人の村とかあるわけです。そういったところで、今後の古くなった水道管とか、新たな基準にのっとったインフラ整備、できない。そういったところは民活をやっているんですよという法律です。取捨選択は、我々に任されています。

であれば、答え全部出たでしょう。我々は、民営化するつもりはないということです。都市圏はありません。よっぽどのことというよりも、ないと思います。なぜかと、福岡県は550万ですよ、都市が。そのうちの都市圏に250万住んでいるんです、この地域に。その命の水を守るために歴代の首長さん方が都市圏で会議を持たれて、協議会つくって、企業団つくって、水を供給しているわけです。ですから、議員が心配なさるようなことは起きないということですね。

それと、コンセッション方式、これについて疑問があるかどうか見解をと、だからこれ経営権の譲渡でしょう、経営権の。所有権を譲るわけじゃないんですよ。いいですか、所有権を譲るわけじゃない。経営権を譲るんです。いいですか、しかも我々みたいな町は、その経営権を譲る必要がないんです。さっき言ったように500人の村とか、いろんな村はお金が足りないと、水道企業だけにインフラ整備できないと、そういったところの選択肢として、このコンセッション方式というのは、有効であることは間違いないんです。

だから、国はつくったということです。だから、国のレベルと町のレベルではそれぞれ違うし、都市圏に加入している須恵町というのは全く違います。その都市圏の中でも自主の水を持っている。原田昇町長のときからつくってこられたダムがある、中柱田ため池がある、深井戸も持っている、ため池も持っている、そんな町ないんです。それぐらい須恵町というのは水にきちんとやっている。恐らく御党のほうからこれ問題出せと言われたんだろうけども、そのときに議員に言ってほしかったのは、須恵町は心配要らんって、それも議員の役割だと思いますよ。

それと、あわせて広域化をセットにダム依存を高めようとしている、何でやっちゃだめなんですか、須恵ダムつくっているじゃないですか。五ヶ山ダムをつくった。いろんな反対もあったかもしれないけども、現に今、五ヶ山ダム、試験湛水やっていますよ。福岡市が何で今断水していないのか、貯水率30%ぐらい切っていた。五ヶ山ダムがあつたからでしょう。命の水を守っているじゃないですか、議員がおっしゃるとおり。そのためには、ダムというのは周りの環境とか、住んでいらっしゃる人にとっては大変な御苦勞をかけるかもしれないけど、全体的に見ると、必要なものじゃないですかね。

それと、5番目に、民営化で品質、価格について住民サービスの低下になるのではないかと、これはないということですね。だから、須恵町は企業団に入っているし、自分たちの自主水源を持

っているということです。

世界で再公営化の流れは、これについても、我々はそのつもりありませんので、お答えしようがないということですね。

それと、これ中で地産地消のことでしょう。水の地産地消をやるのに、ダムもつくらんでどうやって地産地消をやるんでしょうか。川から取水する、川の現在の状態見てください。2万8,500人の町民の方々、命の水を守るだけの水が流れていますか。

だから、おっしゃっていることは、一つ一つ見たら正しいんだけど、矛盾している。だから、最初に見解ですか、中止なんですかと言ったのは、そういうことなんです。ですから、議員が今心配なさっていること、私も同じことを考えています。

でも、須恵町は議員が心配なさっていることに対しては、何も心配することはない。今お答えしたとおりです。もし、御党の中でそういったこの問題があるのであれば、胸を張って言ってください、須恵町は大丈夫だと。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 町長、ちょっと確認の下水道の企業会計の移行は、これは明快に、関係ないということによろしいんですね。

○議長（三角 良人） ちょっとあなたさ、本会議で質問して、また何聞きよとですか。

○議員（1番 児玉 求） いや、確認でございます。

○議長（三角 良人） 確認じゃなくて、そのとき説明受けて、了解しましたと言っているじゃないですか、あなた。何しよるとね、質問。勉強足らんじゃないですか、あなた。

○議員（1番 児玉 求） 今の確認ですので、それでよろしいということですね。明快に、関係ないと。（「2問目はありませんね」の声あり）いやいや、ちょっと待つて。いや、確認ですから、それは。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○議員（1番 児玉 求） いや、漏れたからですよ、議長。今の。

○議長（三角 良人） いい。はい、わかりました。答弁させます。平松町長。

○町長（平松 秀一） それは前回の議会で言ったとおりです、関係ないと。

○議長（三角 良人） 3問目です。最後の質問になります。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） いや、ちょっと待つてください。

○議長（三角 良人） 3問目です。

○議員（1番 児玉 求） 2問目。

○議長（三角 良人） 3問目です。

- 議員（1番 児玉 求） いやいや。（「だから、言ったでしょう。その機会にあわせて言われんと、今の2問目になる」の声あり） いやいや、だから確認とお話しました。
- 議長（三角 良人） 確認でも何でも質問ですから、違います。
- 議員（1番 児玉 求） 議長そんなね。
- 議長（三角 良人） そんなじゃない。
- 議員（1番 児玉 求） そんなことで議員の発言を停止すること自体。
- 議長（三角 良人） 発言停止していないですよ。3問目お願いします、それじゃ。
- 議員（1番 児玉 求） 2問目でしょうって。
- 議長（三角 良人） 3問目です。
- 議員（1番 児玉 求） だから、今のが2問目に数えているんでしょう。
- 議長（三角 良人） はい。
- 議員（1番 児玉 求） 違います。私、町長がね。
- 議長（三角 良人） ここでちょっと会議とめます。

午前9時43分休憩

-----

午前9時45分再開

- 議長（三角 良人） 会議に入ります。
- 議員（1番 児玉 求） 私があれです、町長、見解をとということは、そのとおりなんです。中止という表明は町長されていませんので、見解をお尋ねするというふうに訂正をいたします。
- そして、私が懸念するのは、この水道法の改正というのは、安倍政権の地方創生の目玉となつとることなんです。（「なっていないでしょう」の声あり）
- どういうことかという、このPFI改定法で、議会の承認もなく、承認も要らないと、ほいで運営権、だからシステムは町が持つんだけど、運営権を任すということですけど、要は水道料金の改定も企業の届けだけ、議会の承認は要らない。ほいで、行政主導もできない。災害の復旧だけ町が全て持たなくちゃいかんと、こういうふうな形になつとるわけですよ。御存じでしょう。そういうふうに、そして非常にあめとむちで、政府は民営化のために企業に運営権を売った自治体に地方債の利息を免除します。
- 逆に、そういうふうに民営化しない自治体には地方債の利息が高いと、だから有無を言わさず民営化しなさいという方向を位置づけているからどうですかということで、これ宇美、志免も民営化しませんということを言っておられて、私としては、これは、だからいわゆる確認と申しますか、将来、だから、わかります。須恵ダムあるし、水も豊富だけど、企業団から取水と、高い料金を払ってあるのに取水という事情もあります。それはようわかっているんです。確認で、須

恵町は民営化しないと、町長が公言されたということを私は非常に高く評価したいと。

○議長（三角 良人） いい、わかった。わかりました。座ってください。終わりですね。

○議員（1番 児玉 求） いえ、もう一つ申し上げたいのは、地方自治体の中で安倍政権の地方創生の事業、政府版に関しましてもそうではありますが、非常に全国的に、先進的に国の方針を平松町長は推進されてきたんじゃないかと、これからもそうされると思いますが、そういう懸念がありまして、この質問になりました。

○議長（三角 良人） 質問は何ですか。

○議員（1番 児玉 求） 質問はですね。

○議長（三角 良人） ない。

○議員（1番 児玉 求） 今後も町は住民の最後のセーフティーネットですから、そして町の税金は住民のために使うと、なるだけ使わんちゅうことじゃなくて、住民のために、子どもとお年寄りの住みやすい町というふうに公言するのであれば、そういうふうになるだけ町の予算を持ち出さんということじゃなく、住民のために予算は使うと、そういうことでやっていただきたいと思っております。期待しております。

以上で終わります。

○議長（三角 良人） 児玉君、町長の答弁をちゃんと聞いて、それから発言せな。町長は民営化しないと答えましたよ、ちゃんと。それでいいでしょう。それをほかのことまで波及して聞いたらいかん。終わります。

これにて一般質問を終結します。

お諮りします。私、最後の議会になつとります。ここで発言の場を与えていただけないでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なし。ありがとうございました。

それじゃ、副議長お願いします。

〔議長議席へ着席〕

〔副議長議長席へ着席〕

○副議長（今村 桂子） 15番、三角良人議員。

○議員（15番 三角 良人） 私、校区変更に3度さらされました。1回目は、昭和31年かな。小学校2年のときに二小に分校ができて、そこに通うことになりました。そのときは、机、椅子は手で運んだりしました。あのころは車がなくて、馬車とかリヤカーで運んでいたと思います。

2度目は、平成元年、東中が開校したとき、2回目、3回目、まあいいや。そのときは団塊の

世代の子どもたちがふえたということで、また学校もちょっと荒れていましたので、東中を設立し、そこに行くようになりました。そのとき、PTAの会長をやっていたので、また息子もそこに通うようになりました。

その間に第三小学校の設置の方向のときも、平成2年か3年ごろ役員になって、設置の場所とか校区編成をどうするとかにかかわってきました。そのとき、私も旅石におりますので、反対したわけです、三小校区に行くのを。そのときは旅石が二小に行こうが三小に行こうが、教室に変わりがなかった。ある議員が、その次に、なら、三小が膨らみ過ぎて教室足らんやったらどうなるかというから、それはまた二小に戻ってもらいますとかいう発言がその当時あったわけなんです。

今度、旅石が第三小学校校区に、あっ、ちょっと待ってください。その前に、須恵区が二小に変更になったわけです。ちょっと記憶にないんですけど、ただ、二小に行ったとき、世利議員がおるけえ、おまえ何しよるとやと言うたら、いや、二小になつとるとよという話で、そのときは一気に第一小から二小に須恵区は行ったと思います。今回旅石が第三小学校、選択制になっています。何年かかるでしょうか、6年、その間にPTAはどうします。二小、三小、2つ作らないかんとですか、育成会とか。

もう一つ、区に対しては、コミュニティをどうするかですよ。2つのコミュニティに行かにかいかなか、そういう問題が出ていますが、子ども教育課、まちづくり課とかで一緒に話し合うという結論になっていますが、6年ですよ。行政側は課長なんか変わってくるんじゃないですか、引き継ぎがちゃんとできるかどうか、これからの6年間をしっかり見守って行って、大体早目に第三小学校に旅石を移行してもらおうほうが父兄ともどもいいんじゃないかと私は考えております。答弁は要りません。ありがとうございました。

○副議長（今村 桂子） それでは、交代いたします。

〔議長議長席へ着席〕

〔副議長議長席へ着席〕

○議長（三角 良人） 会議を再開します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、10時10分より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

また、明日12日午前8時45分より、庁舎玄関前において写真撮影を行いますので、御集願います。遅刻しないようにお願いしますよ。

次の本会議は3月19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前9時56分散会

---

議事日程(第4号)

平成31年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第28号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第30号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 8 議案第35号 平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 9 議案第36号 平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第10 議案第37号 平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第11 議案第38号 平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出につ  
いて
- 日程第12 議案第39号 平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第13 発議第 2号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第28号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第30号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第31号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第32号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第33号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに  
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第34号 平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 8 議案第35号 平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について

- 日程第 9 議案第 36 号 平成 31 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第 10 議案第 37 号 平成 31 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第 11 議案第 38 号 平成 31 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第 12 議案第 39 号 平成 31 年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第 13 発議第 2 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例  
 日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
税 務 課 長	合 屋 浩 二	地域振興課長	稲 永 勝 章
都市整備課長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上下水道課長	世 利 昌 信	まちづくり課長	平 山 幸 治
社会教育課長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総務課課長補佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（三角 良人） おはようございます。このメンバー最後の議会になりました。最後まで気を抜くことなくお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成31年第1回定例会、議会運営委員会報告をいたします。

本日、午前9時30分より議会運営委員会を開催し、議員発議須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を追加で上程する件について、慎重に協議をいたしました。協議の結果、日程第13、発議第2号として上程することになりましたことを御報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

ここで、一括議題についてお諮りします。議案第34号から議案第39号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 声が小さいな。御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

### 日程第1. 議案第28号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） おはようございます。議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由といたしまして、人事院規則が平成31年2月1日に交付され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

2ページは、改め文でございます。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明いたします。

本条例の第8条正規の勤務時間以外の時間における勤務について、第2項の次に、前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定める。この文言を追加し、第3項とするものです。これは条例に規則への委任事項を定

め、規則で超過勤務の上限等を定めるものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は、平成31年4月1日から施行するとなっております。

審査の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第28号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第28号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第29号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査を報告いたします。

提案理由として、平成31年4月1日から、厚生労働省への職員派遣に伴い、東京都特別区の地域手当支給率を追加するため、当該条例の一部を変更する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページは、改め文でございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表で説明いたします。本条例の第9条地域手当の規定について、ただし書きにより、東京都特別区の地域手当支給率を通常月額6%を20%とする旨の文言を追加するものでございます。

2ページに戻っていただき、附則でこの条例は、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。

よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書1ページでございます。

提案理由は、身体障がい者等に対する軽自動車税の減免範囲を拡大し、社会生活支援に供するため、当該条例の一部を改正する必要があるため、議会の承認を求めるものでございます。

今回の改正は、2ページの改め文で十分かと思いますが、3ページの新旧対照表で説明いたします。

第90条身体障がい者等に対する軽自動車税の減免第1項第1号中で年齢18歳未満の者を削除し、減免範囲を拡大するものでございます。

2ページにも戻っていただき、附則この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第4. 議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の18ページをお開きください。じゃないですね、済みません、私が間違えました。1ページですね、そういうことでございます。

提案理由として、国民健康保険税の税率の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。個別の改正点の説明に入る前に、今回の改正についての全体を述べさせていただきます。

予算委員会等でも説明がありましたので御承知と思われませんが、県からの指示等により、課税額が増加します。それは7割、5割、2割の各軽減世帯も同様となっております。内容の構成は、いずれも基礎課税分において増加、後期高齢者支援分において減額、介護納付金においてほぼ横ばいです。もちろん低所得者への配慮はなされています。

昨今は、家族形態が多様化し、モデル家庭というものが、どこまで実情を反映しているか難しいのですが、想定した7つのモデルで例示しますと、最も軽減されている7割軽減世帯では、年間で900円から2,700円の増となります。最も高額所得者となるケースでの増加額が年間で2万7,900円から7万8,700円です。あくまでモデルということでございますが、大変苦心したバランスの上で税額を設定していますことを御理解いただきたいと思います。

それでは、4ページの新旧対照表をごらんください。

第4条から基礎課税額に係る改定です。第4条にて、所得割額を算定する税率を100分の8.4に改定、第6条にて均等割額を2万7,000円に改定、第6条の2では、平等割額を特定世帯以外の世帯を2万8,000円に改定、特定世帯を1万4,000円、特定継続世帯を2万1,000円に、それぞれ改定します。

次の5ページでございます。

第8条からは、後期高齢者支援金等課税額に係る改定です。第8条の2では、後期高齢者支援金分の平等割額を8,000円に改定、特定世帯を4,000円、特定継続世帯を6,000円に、それぞれ改定します。

次の第9条は、介護納付金課税額に係る改定で、所得割額を算定する税率を100分の2.1に改定します。

第24条の税の減免につきましては、第4項の文言の不備により、第4項を削除し、次の6ページになります、新たに第24条の2を追加するものでございます。

次の7ページでございます。

第25条第1号では、7割軽減世帯、第2号では5割軽減世帯について。

続く8ページ、同条第3号で、2割軽減世帯の各納税義務者を対象とした被保険者均等割額、世帯別平等割額から減税する額の改定を税率改定に伴い行うものです。数字はごらんのとおりとなっております。

3ページに戻ります。附則第1項、この条例は、平成31年4月1日から施行する。第2項この条例の規定は、平成31年度以降の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までは従前の例による。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） ここで反対討論をいたします。皆様御存じのように、国保は毎年3,600万円前後が未済額としてとなっております。その未済額が平成12年から今までで、約3億円前後となっております。この試算でありますと、私は一般質問で言いましたけど、均等割赤ちゃんにも小学生にもかかるわけです、均等割が。そして、その試算で文教の委員長は数字を出さなかったけど、平均として5万円前後は上がると思われまして。

国保料が高いということで、全国の知事会が、1兆円の国も補助をしるよと、健保の保険と同じように、2倍今、国保は払っているわけです。高いんです。だから、この県の試算で、これは県も国も認めるんですが、赤字補填で6年間はやっていいということで、これは自治体に任せられておりますので、この値上げは認められません。よって、反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は、田ノ上君。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 済みません、委員長が賛成討論をするのも何だと思っておりますが、私の報告でもございましたように、大変駆使したバランスの上で、税額を設定しているものでございます。ただいまの平均5万円上がると言っておりました、私は委員長報告の中で、そのようなことは一言も申し上げておりません。この条例案には賛成でございます。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。今村君。

○議員（14番 今村 桂子） 討論をさせていただきます。

県のほうから、国保税の提示がありまして、それをまかなうためには、ある程度の金額を上げる必要がありましたので、今回国保のほうでも、このような検討をさせていただきまして、低所得者に配慮した方向でバランスのよい形で上げさせていただいていると思っております。

また、国保税が大変上がった感があるとは思いますが、国保の金額が皆さん、病院にかかる金

額が大変上がっておりまして、町のほうからも補助をいただいております、今回。そして、その件につきまして、この国保税を下げるためには、みんなが健康であること、そのために国保税をいかに下げていくかということを考えて、皆がどのような対策で、この病院にかからないようにするかということが、一番肝心であろうと思います。

今回の条例においては、低所得者にも配慮されておりますし、適格な条例のため、私たちは賛成をしたいと思っております。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。

よって、議案第31号について、採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例が、平成31年4月1日から施行されることに伴い当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

3ページの新旧対照表をお願いいたします。

変更内容は、北筑昇華苑条例の一部を改正する条例により、火葬料が変更となり、それに伴い町の一部助成金額も変更するものでございます。

改正後、第1号で、10歳以上の火葬料4万円のうち2万円に第2号で10歳未満の火葬料2万円のうち1万円に、第3号で死産児の火葬料6,000円のうち3万円に改めるものでございます。済みません、6,000円のうち3,000円に改めるものでございます。

火葬処理回数の増加が見込まれること、また北筑昇華苑組合構成市町の助成金額を同一額にすることで、事務処理の軽減を図るものでございます。

2ページに戻りまして、附則としてこの条例は平成31年4月1日から施行するとなっております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第6. 議案第33号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○議員（7番 松山 力弥） 議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

提案理由は、水道法施行規則の一部を改正する省令が、平成30年12月26日に交付され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

主な改正点として、水道布設工事監督者の資格基準である技術士法の規定による2次試験の選択科目から水道環境を削除するもので、技術士法施行規則及び水道法施行規則の改正に伴う条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明いたします。3ページをお願いします。

第3条第1項第8号の改正で、改正前、選択科目である水道環境を上水道及び工業用水道に統合し、削除するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。経過措置として、この条例の施行前の水道環境を選択し、合格した者は、選択科目として上水道及び工業用水道選択したものとみなすものであります。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7. 議案第34号

日程第8. 議案第35号

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

日程第11. 議案第38号

日程第12. 議案第39号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について日程第8、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第9、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第10、議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第11、議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第12、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議長を除く議員全員による、予算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算から、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月12日、13日、14日の計3日間行いました。それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億6,000万円と定める。第2項予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債第2条、地方債は「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条一時借入金の借り入れの最高額は6億円と定める。

歳出予算の流用、第4条歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額3億3,300万円、須恵町多目的公園整備事業債3,750万円、庁舎非常用電源設備等整備事業債1億630万円、庁舎1階東側トイレ改修事業費事業債120万円、一般会計出資債390万円、道路改良事業債2,180万円、緊急防災減災事業債490万円、防災行政無線整備事業債4億270万円、須恵第三小学校校舎改修事業債6,420万円、文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債230万円、以下起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりです。

一般会計歳入歳出予算の総額89億6,000万円は、防災行政無線整備工事、庁舎非常用電源設備改修工事など防災対策関係予算が大きく上回ったことなどにより、対前年度比9億6,000万円、12%の増となりました。

主な歳入予算は、1款町税は29億4,107万5,000円、歳入全体の32.8%で、個人町民税3%、法人住民税6.6%、固定資産税0.8%の増と見込み、対前年度比1億759万9,000円、3.8%の増です。

9款地方交付税は、17億600万円、歳入全体の19%、1億3,900万円、7.5%の減。町税は増収傾向にありますので、その影響を見込んでいます。

13款国庫支出金は9億6,052万9,000円、歳入の10.7%で1億140万9,000円、11.8%の増です。施設型給付費、児童手当、障がい児施設措置費の国庫負担金の増によるものです。

14款県支出金は6億3,357万4,000円、歳入の7.1%で7,477万1,000円、13.4%の増です。これも国と同額の県負担金による増です。対前年度比較で大きく増加しているのは、17款繰入金2億5,000万1,000円、財政調整基金の繰入金の増によるものです。

20款町債5億3,330万円、防災行政無線整備事業債が大きな要因となっています。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は、全体の44.6%で、依存財源は55.4%です。町債が5億3,330万円増になったことにより、依存財源の割合を引き上げ、自主財源が1.4ポイント下がっています。

歳出ですが、歳出は事業別予算になり、大きく変わりました。節ごとの分類から事業ごとの約

400の事務事業の分類となっています。今後は事業別予算を総合計画行政評価とリンクし、事業コストと住民サービス向上のバランスをどうするか、行政経営の視点が求められることとなります。

主なものとして、2款総務費13億3,397万2,000円は、歳出の14.9%で、窓口業務ほかの民間委託の包括業務委託料、多目的公園造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費などにより4億595万6,000円、43.7%の増です。

3款民生費35億985万2,000円は、歳出の39.2%で、国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療費療養給付負担金、障がい者支援費、自立支援給付費などにより2億941万4,000円、6.3%の増です。

4款衛生費8億7,469万5,000円は、歳出の9.8%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額で3,536万3,000円、3.9%の減です。

9款消防費7億6,028万5,000円は、歳出の8.5%で、防災行政無線整備工事請負費、災害対策費などにより3億8,435万6,000円、102.2%の増です。

10款教育費9億7,832万3,000円は、歳出の10.9%で、小学校の下水道接続工事請負費の減額で6,006万円、5.8%の減。

12款公債費5億5,608万7,000円は、歳出の6.2%、平成30年度で償還終了から5本、新たに14本が償還開始となります。償還終了した元金より、償還開始となる14本の元金が大きいため2,685万3,000円、5.1%の増となります。主にアザレア幼児園建設、須恵東中学校大規模改造第1期などが、平成31年度から償還開始となります。本年度実施します防災行政無線整備事業や、庁舎非常用電源設備等整備事業、さらにこれから教育施設等の改修が予定されており、起債額が増大する見込みです。償還額は現時点で6億円前後の元利償還が毎年続く見込みとなっています。

歳出の構成費は、義務的経費が39.4%で、前年度比3.6ポイントの減、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が9.7%で、防災対策予算で5.5ポイントの増、その他の経費が50.9%で1.8ポイントの減、前年度に比べ、投資的経費から5億2,600万円ほど増となっているため、義務的経費、その他の経費が低くなっています。

基金の状況ですが、30年度末の財政調整基金の見込み額が24億5,000万円、減災基金が2億8,000万円、当初予算のための平成31年度取り崩し予定額は5億円と見込んでいます。

質疑として、歳入において1款町税では、税の滞納繰り越し分の徴収について、町たばこ税減額の要因について、15款財産収入では、自然食普及センターふるさと納税売払収入について。

19款諸収入では、自動販売機売上収入の内訳について。

歳出において2款総務費では、高齢者運転免許自主返納支援タクシー利用助成金の概要について、年間タクシー事業助成金の概要について、オープンイノベーション事業の建築管理業務委託料について、包括業務委託料の臨時職員から、民間委託への移行経過、状況について、山の神区契約駐車場整備業務委託料について、須恵町PR事業について、オープンイノベーションセンターの機械警備委託料内装ほかリース料について、コミュニティバス運営事業費について、ふるさと応援寄附金の返礼品、寄附額のバランスについて、公有財産管理支援業務委託料の内容について、滞納整理指導員による効果について。

3款民生費では、福祉タクシー利用助成におけるICカードの検討について、臨時保育士、幼稚園教諭の待遇等について、児童遊園維持管理事業の修繕料の内容、砂場の管理について、待機児童の年齢別人数について、幼稚園、保育園の卒園児から小学校入学までの間の子ども預かりについて、地域子育て支援拠点事業の内容について。

4款衛生費では、風疹予防接種助成金の対象と助成額について、環境美化集積場監視人の委託経費について、浄化槽設置整備補助金について。

6款農林水産業費では、開発等による農地の宅地化、年間の転用面積について。

8款土木費では、須恵川の浚渫予定について、ブロック塀等撤去費補助金について、道路セトバック用地の寄附等について、道路改良時の民地から側溝の接続方法検査について。

9款消防費では、木造戸建て住宅耐震改修補助金の公募について、行政区自主防災組織補助金について。

10款教育費では、中学校ランチサービスの注文方法の改善について等の質疑がございました。討論において、消費税10%を見込んでの予算であること、有資格者は正職員にすべきであるとの理由により、反対するとの反対討論がありました。

続いて、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,800万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。ことしの当初予算総額は、1人当たりの医療費の増により、保険給付費と県への納付金が増額となり、その対応のため、国保税収と繰入金を増額し、前年度と比較して金額で9,800万円、率で3.2%と予算規模が大きくなっています。

歳入では、1款国民健康保険税5億5,610万円、対前年度比較3,220万円の増額、予算の17.8%を占めます。

3款国庫支出金は、災害臨時特例国庫補助金、頭出しの1,000円で、震災による保険税の

減免に対する補助金です。

4款県支出金22億8,553万4,000円は、医療費の支払いに充てるため、保険給付費等県交付金及び災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付される、財政安定化基金県交付金で予算の73.1%。

5款繰入金2億8,485万6,000円、対前年度比較2,382万7,000円の増額で、主に収支不足のその他、一般会計繰入金の増額によるもので、予算の9.1%。

8款町債1,000円は、保険給付増や保険税収納不足により財政不足となった場合の財政安定化基金貸付金です。

歳出では1款総務費3,369万3,000円、対前年度比較162万1,000円の減額、人件費の減が主なものです。

2款保険給付費22億6,610万5,000円、対前年度比較5,255万4,000円の増額で、予算の72.5%、1人当たりの医療費が上昇していることによる増額です。

3款国民健康保険事業費納付金7億9,091万7,000円で、予算の25.3%、県全体の保険給付費について、国県等の公費で賄われない部分を県内市町村でわかち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。

6款保険事業費3,250万5,000円、医療費抑制のため、新規保険事業による3.5%の増となっています。

次に、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてです。

特別会計予算の61ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,400万円と定める。第2項歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億5,580万円、対前年度比較10.7%の増額、3款繰入金9,814万2,000円、対前年度比較4.8%の増額は、人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当します、保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、1款総務費954万8,000円、対前年度比較4.6%の増額は、職員1人分の人件費と、保険料納入通知書等の印刷製本費が主なものです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金3億4,310万6,000円、対前年度比較8.9%の増です。

3款諸支出金105万1,000円です。

以上、34号から36号までの議案は、賛成多数で可決としています。

議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算の97ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億1,700万円と定める。第2条地方債は第2表地方債による。

101ページ、第2表地方債です。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分限度額2,670万円、多々良川流域関連公共下水道分2億50万円、資本費平準化債公共下水道分7,690万円、資本費平準化債流域下水道分1,870万円、特別措置分4,580万円、公営企業会計適用債1,050万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担金で1,489万1,000円は、共用開始面積の増により157万円、11.8%の増、2款使用料及び手数料で、下水道使用料2億6,932万7,000円は、前年度実績による増を見込んで893万3,000円、3.4%の増。

3款国庫支出金で、下水道費国庫補助金1億300万円は、国庫補助に係る工事の減により1,800万円、14.9%の減。

5款繰入金で、一般会計繰入金3億2,008万2,000円は、1,300万3,000円、4.2%の増、下水道施設整備基金繰入金2,759万円は410万6,000円、13%の減で、平成27年度から30年度までの基金積み立てを、該当年度の31年度に繰り入れます。

7款諸収入300万6,000円で、前年度と同額です。

8款町債で、下水道事業債3億7,910万円は、第2表地方債で、管渠築造工事の減により6,740万円、15.1%の減です。

歳出では、1款総務費2億2,572万9,000円は、委託料の増により2,377万6,000円、11.8%の増。

2款下水道事業費4億339万7,000円は、管渠築造工事請負費の減により1億156万6,000円、20.1%の減。

3款公債費4億8,678万8,000円は、償還元金の増により1,148万8,000円、2.4%の増です。

質疑として、歳出において、1款総務費で下水道台帳システム保守委託料について、下水道展の参加について、2款下水道事業費で、農業集落排水から公共下水道へのつなぎ込み最終予定について、マンホールのふたについての質疑がありました。

議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の141ページです。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,900万円と定める。第2条地方債は、第2表地方債による。

145ページ、第2表地方債です。

起債の目的下水道事業債、資本費平準化債限度額2,560万円、公営企業会計適用債400万円です。起債の方法、利率、償還の方法は起債のとおりです。

歳入では2款使用料及び手数料で、下水道使用料756万円は前年度実績による32万2,000円、4.4%の増。

3款国庫補助金で下水道費国庫補助金690万円は、本年度のみの計上です。

4款繰入金で一般会計繰入金5,493万円は127万8,000円、2.4%の増。

7款町債で下水道事業債2,960万円は550万円、22.8%の増です。

歳出では、1款総務費448万4,000円は、委託料の増により401万6,000円の増。

2款農業集落排水事業費2,984万2,000円は、委託料の増により812万7,000円、37.4%の増。

3款公債費6,416万9,000円は、償還元金の増により193万円、3.1%の増です。

別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、別冊の水道事業会計予算書の3ページです。

第1条水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条業務の予定量は、給水戸数1万846戸、前年度比1.4%の増。年間総給水量268万9,038立方メートル、0.4%の増。年間有収水量254万1,141立方メートル、1.2%の増。1日平均給水量7,347立方メートル、0.2%の増。建設改良事業債1億3,777万8,000円、13.8%の減、これは給水施設改良事業の減によるものです。

第3条収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は、第1款水道事業収益6億5,166万7,000円、前年度比0.6%の増、主なものは、営業収益のうち、給水申し込み加入金の増によるものです。

第2項営業外収益2,359万1,000円、2目長期前受け金の収益化については、会計処理上の計上される利益のため、現金収入は伴わないものです。支出は、第1款水道事業費5億9,673万1,000円、前年度比4.1%の増、第1項営業費用5億6,933万9,000円、4目総係費7,196万7,000円、1,561万3,000円の増、主なものは委託料において、水道管路管理システム構築業務委託料及びアセットマネジメント策定業務委託料を予算化したことによる増です。これは、中長期的な財政収支に基づき、現在の水道施設管路の更新等を計画的かつ効果的に実行し、将来も安定した水道事業を経営していくために必要なものです。

第2項営業外費用2,619万2,000円、第3項特別損失20万円、第4項予備費100万円。

4ページです。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金で補填する。収入は、第1款資本的収入3,600万円、前年度比2.9%の増、これは排水管等布設改良工事に伴う負担金の増です。支出は第1款資本的支出2億496万円、13.8%の減です。これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものです。

第2項企業債償還金6,718万2,000円は、前年をもって償還済みの企業債があったため1,074万5,000円の減です。第5条議会の議決を得なければ流用することができない経費、1、職員給与費9,479万5,000円、人事異動により2.9%の増、公債費10万円です。第6条棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。

質疑では、収入において1款水道事業収益で給水申し込み加入金に伴う面整備について、支出においては1款水道事業費で、減価償却費の構築物の見込みについて、資本的支出でメーター器の購入、切りかえ予定についての質疑がありました。

以上、議案第37号から39号までの議案は、全員賛成で可決としております。

以上で報告を終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 平成31年度一般会計予算について反対討論をいたします。

消費税10%を見越しての予算が計上されておるということで、私は消費税はとめられると思っておりますので、反対いたします。

また、役場業務民間委託にも反対であります。30年から33年まで非正規の方229名ですね、この方をアウトソーシングするということで、予算のほうも補正予算のほうで増加が1億8,821万6,000円増の6億95万1,000円に補正になっております。

やはり地方公務員法にのっとって、正規職員をふやすべきであるという私の主張であります。民間業務委託は、ひいては正規職員の減少にもつながると思っております。一貫してこれは主張していきたいと、33年までの予定でアウトソーシングということでございますが、一貫して反対していきたいと思っております。よって、反対いたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。——これにて討論を終結します。

よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第34号平成31年度須恵町一般会計

予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしとします。よって、暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。（発言する声あり）長いか15分にしようか、11時15分といたします。休憩に入ります。

午前11時07分休憩

-----  
午前11時14分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----  
**日程第13、発議第2号**

○議長（三角 良人） 日程第13、発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。6番、田ノ上真君。

○議員（6番 田ノ上 真） 発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

下記の提案理由に記載のとおり、町議会議員の政治活動について、規範を追加する必要が生じたことによるものです。今まではジェントルマンシップといいますが、議員相互の良識を尊重することで済んでいたわけですが、そう単純ではなくなってまいりました。

3ページの新旧対照表で御説明します。

改正前の第2項が第3項に項ずれして、新たに第2項が追加されます。第3条第2項、議員は次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。第1号事実に基づかない発言、情報提供を公然としないこと。第2号嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、ハラスメント行為、その他、人権侵害なる行為をしないこと、また第4条を改正します。改正前の前条第1項との文言を改正後は、前条第1項及び第2項とします。全協での説明のとき、この部分の説明が抜けておりましたことをお詫びします。大変失礼しました。これは、第3条第2項において追加された政治倫理基準が、第4条の規定に係ることを示す文言です。

2ページに戻ります。附則、この条例は公布の日から施行する。なお、この改正は議会議員にのみ該当するものです。また、この規定に違反することにより、須恵町政治倫理条例が想定しているような審査会や説明会の設置に該当することはないと思われま

しかしながら、項ずれした第3条第3項に政治倫理に反する事実があるとの疑惑がもたれたときは、みずから速やかに疑惑の解明に当たるとともに、その責務を明らかにするよう努めなければならないとあり、続いて第4条には、前条第1項及び第2項の政治倫理に違反し、みずからそ

の責任を明らかにしないときは、議会は議会の品位と権威を保ち、市民の信頼に応えるため、適切な措置をとらなければならないと規定されていますので、違反の場合は、議員辞職勧告等の不名誉罰に至ることは想定されます。

以上、御審議方お願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） これ私のこと全協で言われて（「違うでしょ」「違いますよ」の声あり）それはそれでよろしいですが、私がお尋ねしたいのは、議員の発言、議会の発言を議長おられますが、申し上げますが、住民の代表の意見を趣旨が違うということで却下されましたが、議会というものは、やはり議論はいろいろ各自あります。それで。

○議長（三角 良人） 質問は何、質問。

○議員（1番 児玉 求） これは、このここに書かれている事実に基づかない発言、情報提供、公然としないことと。

○議長（三角 良人） ちょっと待て、却下します。この発言。討論にしてください、後で。ほかに質疑はありませんか。——これで質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） もう、須恵町には政治倫理条例がありますよね。そして懲罰動議も皆さんが、戒めというふうな形で対応をされております。しかし、議員の活動というものを議会の中で発言もさせん、停止させると、趣旨が違うというふうなことで停止させると。そういう議会をもっと開かれた議会にしくちやいかんと、私は非常に思います。はっきり申し上げて、須恵町は特異です。（笑声）ちょっと議長、注意してください。

○議長（三角 良人） いいやないです、いいです。

○議員（1番 児玉 求） 意見があるなら立って。

○議長（三角 良人） いらんこと。

○議員（1番 児玉 求） ですから、これ今の須恵町の政治倫理条例で十分であると、ここま  
で記載する必要はないと思います。反対討論といたします。

○議長（三角 良人） ほかに討論は、松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 賛成討論させていただきます。

これは、ここまで記載する必要のない、普通の常識のことですけれども、こういうことが再度ないように、私はこれを賛成とさせていただきます。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結いたします。議員発議第2号について採決に入ります。発議第2号を提案どおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、発議第2号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員長より会議規則第70条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について。

お諮りします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

次にお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しましたが、ここで優良町村議会表彰、議員表彰、町村議会広報全国表彰の伝達式、並びに町長からの感謝状の贈呈式を行います。事務局長より紹介をさせますので、受賞議員は名前を呼ばれたら前のほうにお願いいたします。

○事務局長（吉松 良徳） 失礼いたします。それでは、ただいまより伝達式を行います。

特別表彰、優良町村議会表彰。町村議会として、運営が他の範とするに足るもの、糟屋郡須恵町議会代表して三角良人議長お願いします。

○町長（平松 秀一） 表彰状、糟屋郡須恵町議会殿。貴議会は、地方自治の本旨に沿って議会運営の向上に努め、もって住民福祉を増進した功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会長、坂本東二郎。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 続きまして、全国町村議会議長会表彰。議会議長として、7年以上の在職者、三角良人議長。町長より伝達をお願いします。

○町長（平松 秀一） 表彰状、福岡県須恵町三角良人殿。あなたは町村議会議長として、多年にわたり地域の振興発展に寄与、貢献された功績は、まことに多大であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。

ます。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 次に、議会議員として、15年以上の在職者。まず、三角良人議長。

○町長(平松 秀一) 表彰状、福岡県須恵町三角良人殿。あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与されたその功績は、まことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 今村桂子副議長、前のほうにお願いいたします。議長より伝達お願いいたします。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町、今村桂子殿。以下同文です。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 次に、三上政義議員。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町、三上政義殿。以下同文。おめでとうございます。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 原野敏彦議員。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町、原野敏彦殿。以下同文です。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 合屋伸好議員。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町、合屋伸好殿。以下同文。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 続きまして、福岡県町村議会議長会表彰、議会議長として、7年以上の在職者、三角良人議長。

○町長(平松 秀一) 表彰状、糟屋郡須恵町議会議長、三角良人殿。貴殿は、町村議会議長として多年にわたり議会制度の向上と地方自治の振興、発展に貢献され、特に大きな功績を残されました。よって、これを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会会長、坂本東二郎。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 同じく、議会議員として、15年以上の在職者、三角良人議長。

○町長(平松 秀一) 表彰状、糟屋郡須恵町議会議長、三角良人殿。貴殿は、町村議会議員として、地方自治の振興、発展に貢献され大きな功績を残されましたので、これを表彰します。平成31年2月18日、福岡県町村議会議長会会長、坂本東二郎。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 次に、今村桂子副議長。議長より、伝達お願いいたします。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町議会副議長、今村桂子殿。以下同文。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 次に、三上政義議員。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町議会議員、三上政義殿。以下同文。(拍手)

○事務局長(吉松 良徳) 原野敏彦議員。

○議長(三角 良人) 表彰状、福岡県須恵町議会議員、原野敏彦殿。以下同文。(拍手)

○事務局長（吉松 良徳） 合屋伸好議員。

○議長（三角 良人） 表彰状、福岡県須恵町議会議員、合屋伸好殿。以下同文。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） 次に、第33回町村議会広報全国コンクール表紙写真の部金賞、広報特別委員会を代表いたしまして、今村桂子委員長。

○議長（三角 良人） 表彰状、表紙写真賞金賞、福岡県須恵町議会殿。貴議会広報紙は、第33回町村議会広報全国コンクールにおいて当初の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長、櫻井正人。おめでとうございます。

○事務局長（吉松 良徳） 次に、町長からの感謝状の贈呈式を行います。総務課長の紹介をお願いします。

○総務課長（梅野 猛） 議員の皆様におかれましては、間もなく任期を全うされるわけですが、長い間、大変御苦労さまでございました。皆様の御尽力、御協力のおかげをもちまして、町行政がスムーズに運営できましたことに対しまして、この本会議場をお借りしまして、平松町長から議員の皆様へ感謝状を贈呈いたします。それでは、皆様を代表いたしまして、三角議長にお受け取りをお願いいたします。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議長、三角良人殿。あなたは、平成27年4月、本町議会議員に当選され、その職に精鋭され、自治行政発展のため尽くされた功績は、まことに偉大なものがあります。よって、ここに深く感謝の意をあらわします。平成31年3月19日、須恵町長、平松秀一。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長（吉松 良徳） これで、伝達式を終了いたしますが、ここで、今期をもって勇退される議員の皆様へ御挨拶をお願いしたいと思いますので、前のほうをお願いいたします。まず、三角議長よりお願いいたします。柴田真人議員。原野敏彦議員、合屋伸好議員、前のほうをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 4期16年、うち2期8年を議長として努めさせていただきました。これも皆さん方の御協力のたまものと思います。何とかやってこれたのも、本当に皆さんのおかげだったと思います。これからもやめましても、いろいろと口出すことはありません。これからもよろしく申し上げます。

○議員（13番 柴田 真人） 皆さん、お世話になりました。5期20年、いろいろありました。執行部の皆さんには、ますます町のため、頑張ってもらいたいと思います。

また、今度選挙をされる皆さんは、しっかり頑張ってお上がってきて、本当に町のため一生懸命に頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議員（11番 原野 敏彦） 以下同文というわけには、こればかりはいかないようござい

ます。4期16年、その間、議員の皆様には、いろいろ本当にお世話になりました。こうして、任期を全うできたのも、皆さん方のおかげ、それから、一番協力していただきました役場執行部の皆様のおかげだと、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

ちょうど私たちが16年前になったときは、合併問題が大きくクローズアップされたわけですが、結果的には、英断を付されて、単独でやるということがいい結果のほうに出ているんじゃないかなと思うしております。

これからは、1年過ぎましたけれども、平松町長のもとに活気あるまちづくり、今オープンイノベーション、本当に始まったばかりでございますけれども、議員の皆様、温かい気持ちで見守って、須恵町の発展のために頑張っていただきたいなというふうに思っております。これは一番のことではなかろうかと私は考えております。

それから、残られた方々、4月の21日投票でございますけれども、皆様が上がってこれるよ、頑張っていたきたいと思えますし、聞くところによりますと若い方が出られるということで、大変期待をいたしております。そういうことで16年間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議員（10番 合屋 伸好） それでは、私も4期でございます。16年間、43歳から現在の59歳までお世話になりました。

振り返りますと、総務という名のつく委員会に4期とも所属させていただいて、数字がよく見える部所にいささせていただきました。それと並行しまして、広報委員会、そして最後は監査委員ということで、もちろん数字もですが、事業もよく見える委員会に所属させていただきましたことは、大変幸せなことであるというふうに思っています。

まだこれから、任期があと1カ月あるので、執行部の皆さん、お気をつけください。執行部の皆さん、そして町当局の職員の皆さん、並びに議員の皆さんにお世話になりました。ますますの須恵町の発展を祈念します。ありがとうございました。（拍手）（「一同、礼」の声あり）（拍手）

○議長（三角 良人） 以上で、3月議会の全日程を終了しました。会議を閉じます。平成31年第1回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時44分閉会

---

# 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 1 1 番 原 野 敏 彦

署名議員 1 2 番 三 上 政 義